

11. 4. 4

筑豊鑛山學校

石炭鑛業 互助會報

第四卷・第三號

昭和十四年三月二十日發行

昭和十三年四月七日第三種郵便物認可
昭和十四年三月十七日印刷
（毎月一回二十日發行）
昭和十四年三月二十日發行

社団法人 筑豊石炭鑛業會

目次

(卷頭言) 偶 感	鳴 濤 (一)
日本精神の昂揚と産業報國	河原田稼吉 (二)
昭和十四年度の石炭需給計畫に就て	澤田 慎一 (四)
鑛業法改正法律案質問應答	松尾 三藏 (二)
滿洲北支の皇軍慰問と炭田視察 (五)	赤司 有三 (七)
參考 資料	
試掘出願から鑛業權試掘權の生れる迄の經過 (三)	星 惣吉 (三)
臨時利得税法改正法律案に對する本會の陳情書全文	(三九)
石炭鑛業税及特別鑛産税賦課の標準價格	(四)
瓦斯分析の化學的理論の摘要	町田 隆介 (四)
鑛山用資材代用品調査	(四)
石炭 船 運 賃	(五)
報	
昭和の需要推定五千四百萬噸其の他	(六)
本會 記事	
重役會並に理事會	(七)
石炭鑛業權設定	(福岡鑛山監督局管内) (八)
炭 界 日 誌	財津原生 (八)

三月號

石炭鑛業互助會發行

炭坑關係者各位の
御安全を祈る

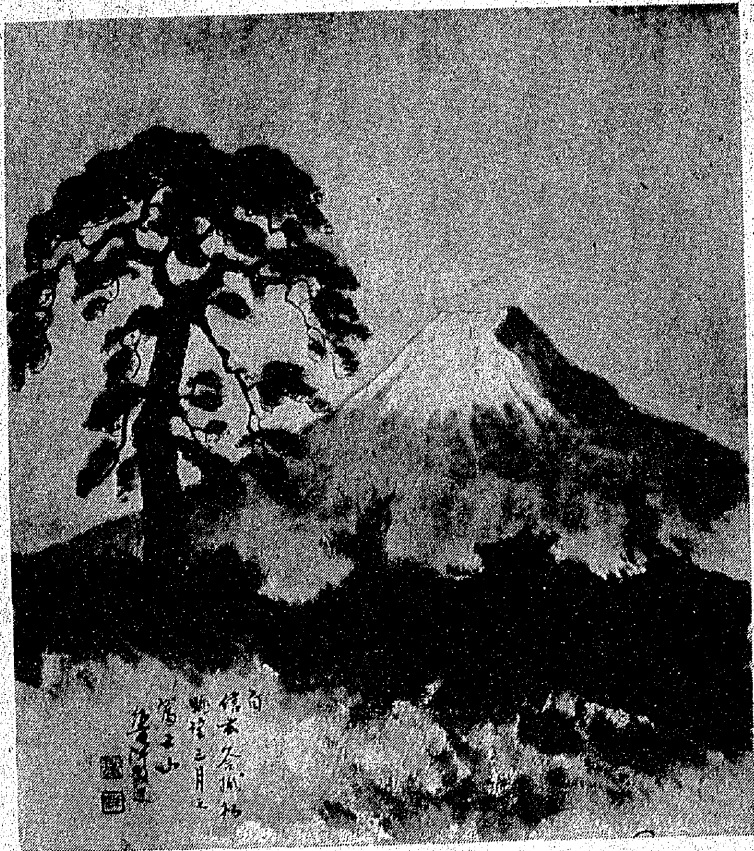
福岡市藥院大通二丁目八一番地

福岡石炭商會

電話福岡西③

(西) 二三一九番
(西) 四三四二番

出	佐世保市相之浦	所長	仁藤已知勇
張	佐賀縣東松浦郡楠久	所長	西村勉一
所	若松市濱三番町二丁目	所長	渡邊幹夫
	東京市代々木西原町八九六	所長	野口祐三郎
	名古屋市昭和區田邊通一丁目一		



若松杉山響洋



—▷ 言 頭 卷 ◁—

偶 感

世界平和建設の聖業を遂行すべき大任を降されて乗り出したる日本丸舟は小にして乗人は多い。而も風強くて海は大時化である。逆巻く怒濤と戦つて突破しなければならぬ扱さうして此の荒海を乗り切るか、曰く天の將に大任を此の人に降さむとするや、必らず先づ其の志を苦しめ其の筋骨を勞し其の髮膚を俄ふしめ其の身を空乏にし其の行ひ其の爲すところを拂亂す。之れ心を動かさし性に耐へて其の能はざる所を曾益する所以である。然り正に今や我が日本丸は天より此の大任を降さむとして居るのであるその心を苦しめ筋骨を勞し身を空乏にして爲すところを拂亂されて居るが、しかし、が大事な試練である今にして乗組員たるもの更に一大勇猛心を奮起せざれば舟は怒りにして怒濤に吞まれ覆へるのである。嗚呼危いかな日本丸。

當分、時化は續く。大洋の眞只中であるいざ眞裸になつて各自持場々々を死守し如何なる怒濤も何のその、乗組員頑張れ今にして若し膽を下さむか、行く先きは地獄である。氣を昂むれば平和の港極樂世界が見へて居る。

舟小なれども日本の國を船出して而も乗組員の身心には三千年來遠き祖先より享けつぎたる清き赤き血潮が脈々として流れて居る、此の血によりて生き此の肉によりて奮起する舵も機関部にも舟には何の故障もない、燃料も食料も豊富に積まれて居る。いでや日章旗の下總親和總努力を以て一路平和の彼岸に突進せむ。

(鳴 濤)



若 松 山 櫻 洋

日本精神の昂揚と産業報國

産業報國聯盟理事長 河原田 稼吉

本文は川崎市東京電氣株式會社の産業報告會に於ける河原田理事長の祝辭の概要である。

支那事變が起つて参りましてから、國民生活の全分野に亘つてその指導精神が再検討されることとなり、産業労働界に於きましても従來一部の労働運動家が唱へたやうな勞資對立、階級闘争の思想では到底今後の重要社會問題を解決することは出来ない。斯様な考へ方は日本の國柄からしても承服し得ない。我國に於ては産業は凡て國家の發展の爲に營まれ、勤勞は國家奉仕としてなされるのでなければならぬのであります。個人の利益、個人の生活を無視するのではないが、産業の究極の目的は國家に報じ、國家に貢獻し、國運を扶翼し奉ることにあるのであります。

即ち經營者側には國家に代つて國民をお預りして居る、國家の大切な勞働力を國家に代つて保管して居る、従つて經營者は従業員の物心両面に亘つて、福祉安寧を考慮することが肝要であり、又従業員としては産業の目的が國家にありとすれば、當然の結果として、資本家の利益を増すために働くといふ考へ方は間違ひである。最も著しい例は軍隊でありまして指導である上長に背いたら何も出来ませぬ、經營者を指導者と心得て働くとき勞資の對立は解消されるのであります。今次支那事變が起るや皆様が體驗されるやうに事業經營者の側に於ては出征者の後顧の憂ひなからしむるやう考へるその他あらゆる方面に美しい協力が示されたのであります。ついでこの間までの、あの歐洲大戰後の状況とは非常な違ひで

あります。

歐洲大戰は戦争が終るとロシアの革命を始め、思想、經濟上の變革を來し、ドイツ、イタリー等にマルキシズムが風靡「世界の労働者團結せよ！」といふやうなスローガンの下に、この思潮は我國にも滿ち溢れるやうになつて参つたのであります。私も政府の代表としてシネネーブに行きましたが、五十數ヶ國の二、三百名の代表の中で「日本の労働代表は船中で事業家と仲よくするのはよくない、日本は労働者を壓迫するとは怪しからん」と非難を蒙り、其辯明をするのが仕事でありました。

労働者代表と資本家代表とが食事をともにするのさへよくないといはれテールをさへ別にされたのであります。この思想はどこから來たかと云ふと「労働は商品なり」といふ考へ方からであります。

我國にも日露戦争以來産業の發達を見たがこれと同時に、こうした思想が入つて來たのであります。これらの思想は個人主義に起因してゐる。アメリカの如きは世界各國人を以て國家を成してゐる程で諸外國の思想が個人主義的であるのは當然のことになつて居る。皆さんが御覽になるやうに西洋人の生活と日本人の生活は根本的に違ふ。日本は萬世一系でありこの中に民族の異同がない。全く祖先からの日本であります。この事は國民生活の中にもよく現はれて居り、西洋では夫婦は手をつないで歩いてゐるのに子供があとからついて來る。日曜日には鍵をかけて子供を部屋に残して出かける。親は親、子供は子供で、子供は相當な暮しをしながら親は養老院にゐると云ふのも稀ではない。思想に於ても同じことであります四五年前に國際聯盟の人がソシアルダンピングのごとで、日本の各工場を視察に來たことがあります。ところが、この人がこれはソシアルダンピングではない、日本人が勤勉である爲に生産費が安くなるのだと非常に正しい報告を齎したのであります。日本の工場の家庭的な温い雰囲気は彼等にはないのであります。

我等が隆國の精神は世界に誇るべき團結力であります。元來我國は家族的であり、この動かすべからざる美點は産業の

上でも決して別のものではありません。前途には光明と困難が横はつて居ります。思へば日清戦争の戦費は約三億、日露戦争で十七億程度の實に小規模のものでありました。日本は支那の屬國と考へられた位で、日清戦争では小學生が相撲とりに勝つた。日露戦争は中學生が相撲とりを倒した位のものでした。ところが今日の躍進強大日本になつてくると各國は好意を持つどころか凡ゆる邪魔をすることを考へてゐる。ドイツはイタリーは別としても。

ともかく自力でやり通さねばならぬ。外國に頼るべき何もありません。我等に必要なものは人的要素であり、皆様の御奮起を切望して已まぬのであります。この重大なる難局を打開してこそ、ほんとうの意味の東洋平和を確立することが出来るものと信じて疑はぬのであります。

昭和十四年度の石炭需給計畫に就て

昭和石炭常務取締役 澤 田 慎 一

我國の石炭需給は滿洲事變以來、國力の發展を反映して、逐年躍増の一途を辿り、左記の如く昭和八年以降毎年三、四百萬噸宛の増加を示して來た。

昭和八年	三、三五四萬噸
同 九年	三、六八六同
同 十年	三、九二九同

同 十一年	四、三三三同
同 十二年	四、六七三同

昭和十三年度も、十四年度も國防體制の強化と大陸建設の進展に伴ひ、時局産業は益々股脈を極める事は必至であるから、十四年度は恐らく昨十三年度に比し、少くとも四百萬噸以上の需要増加を見る事と思ふ。而して右需要増加の大部分は時局と石炭に最も關係の深い重工業、化學工業、電力業の三部門に依て占められるであらう事も亦想像に難くない。

然らば右増加に對し、供給方面は之に追隨出來るであらうか。

現下の日本は開關以來未曾有の對外事變に直面し、戰時體制下にあるから獨り石炭に限らず凡ゆる物資に於て、其の供給状態に餘裕の少ない事は申す迄もないが、世界大戰當時の歐洲諸國に比較して見ると未だ、非常に樂な状態に置かれて居る。殊に四面環海、氣候溫暖の爲め魚貝、米麥、野菜類が豊富にして、食糧は自給自足を爲し得ると云ふ實に恵まれた状態にある。石炭の如きも、凡ゆる産業の糧として、現代エネルギー經濟の原動力となつてゐるが、本邦礦産物の中では最も資源豊富にして、内地丈でも一七〇億噸の埋藏量を擁し、前記昭和八年以降の巨額需要に對し九割餘は内地炭に依りて賄ひ、略自給自足の状態を保持して來た。

從て資源的に考へるならば、十四年度の需要増加も國內炭に依りて充分賄ひ得る譯であり、又實際上、内外地に於ける現下の客觀的情勢より觀るも、差當り、國內炭を除いては他に供給を期待し得ない實状にある。勿論滿洲、北支等には品質優秀なる巨量の石炭を埋藏し、將來、躍進日本のカラー供給源として多大の期待が懸けられてゐるから、速かに日滿支を通する綜合的需給計畫を確立し、之が開發を進めねばならない事は茲に述べる迄もない。併しながら、滿洲炭は最近増産計畫が漸く進捗して來たにも不拘、滿洲國內に於ける石炭需要激増の爲め、同國の内需を充たして後尙且つ日本向輸出の増加を期待する事は困難なる實情にあり、又北支炭は今後治安の恢復に連れ、漸次出炭を増して來る事とならうが、輸送設

備の不完全なるに加へ、占領地域内の需要も喚起せらるゝ事とならうから、當分の間、内地に大量の供給増を期待する事は至難であると思はれる。斯くして、結局、十四年度に於ける本邦石炭需要の増加は内地炭の供給増加に依り賄ふ外ない事となる、然らば内地炭に斯る大任を果し得る増産余力ありや否や。

内地炭業者は過去數ヶ年來の需要激増に對し極力増産を勵行し、能く之に順應して前記の如く全需要の九割餘を自給し本邦出炭力の強靱性を示した譯であるが、支那事變の擴大に伴ひ、増産に必需の資材と勞力の不足が加重して來た爲め、最近に於ては豫定の通りの出炭を見る事が困難の情勢に立至つた。幸ひ、昨年度は鑛業家に猶、各種資材の手持があつたであらうから鐵鋼を始めとする各種物資配給統制の影響が比較的緩和されてゐた事と、物動計畫の實施に伴ひ、不急平和産業の生産が抑制せられ、斯の方面に於ける石炭の需要が當初の豫想よりも減つた事等の爲め、十三年度は炭種的には兎も角、數量全体としては大体に於て需給の均衡が保たれた譯である。然るに、十四年になると、右手持資材が涸渇する一方に於て、物資の統制は愈々本格的となつて來るので、物の不足に基く増産難は一段と加重さるべく、今後は果して需給の均衡を保ち得るや否や聊か不安なきを得ない。

一方、勞働力の不足も更に重要な問題を石炭増産の上に投げ掛けてゐる。炭礦勞働者の不足は今に始つた譯でないが、事變以來軍需工場への轉職其他の事情に因り、坑夫數が減少せるに加へ、地下勞働が地上勞働に比し先天的に不利な條件を帯びて居ると一般的に考へられて居る爲め、坑夫の募集は困難を極め、勞力の拂底は他産業に比し一段と深刻な様相を呈して居る。一切の生産の根源が勞働に存する事はアダム・スミスの所論に俟つ迄もない所であるが、増産に迫られた現下の我炭礦業に於ては勞働力の必要が痛感される。それは前に述べた炭礦資材の不足に基く機械化作業の支障を人力作業の強化に依つて補給する爲めに、勞力の充足が絶對的に必要となつて來るからである。試みに過去三ヶ年の實績に依り全國炭礦夫一人一ヶ月當り出炭高指數を算出して見ると左の通り

昭和十一年一月—八月平均

一〇〇

同 十二年 同

九二

同 十三年 同

八七

一人當り出炭量は年々遞減しつゝある。此の事實は數年來の相次ぐ増産に對し、作業の機械化が追隨し得ずして人力に依り之を補ひつゝある事、賃銀收入の増加並に失業不安の解消等に基く能率不振を物語るものに外ならない。此の趨勢は十四年度にも其儘持越される譯であつて、勞働人員を同數とすれば、出炭量の漸減して行く事になるから、假に十二年より十三年に掛けて一〇%の増送せんとすれば勞働人員は一五%の増加を要し、此の傾向は今後未経験勞働者の増加に伴ひ益々著しきを加へるべく、勞力拂底の折柄、前記資材の不足と兩々相俟つて供給難は一段と激化せざるやを憂ふる次第である。以上の如く、物的、人的兩面より見て十四年度に於ける内地炭の生産擴充には異常の難關が横つてゐる。需要の方は例年並みの躍増が豫想せられるのに對し、供給方面に於ては、外地炭の入荷増は絶望的であり、内地炭の増産は資材勞力の配給が現状の儘推移せば、甚しく悲觀的であるとすならば、遂に極度の炭線難を生じ、需給の均衡に破綻を來すを免れないであらう。

然らば斯る難局に對處すべき方策如何。

供給が需要に不足する場合の對策は誰しも考へる通り、積極的に増産を行ふか、又は消極的に消費を規正するかの二途あるのみであるが、石炭の如き需給の變動激しく且つ凡ゆる産業の糧として其用途廣汎多岐に亘り、配給系統の複雑なる商品に於ては、全面的に切符制度を實行するとか或は各産業別等に數量割當を行ふとかの方法に依り石炭の全消費を強制的に机上の計畫に合致せしむる様な消費の規正に手を下す様な事は多分に危険を包藏するものであつて慎重の考慮を要すると思ふ。(經濟的雙方研究による消費節約の如きは大いに獎勵すべきは勿論である)一例を挙げれば、火力發電用炭の如

きは雨量の多寡に因る水力發電量の消長が直ちに火力發電用炭の消費量に増減を來すのである。此の外、操業状態の變化新規設備の完成運速等豫定と實際とを一致せしめる事は到底困難である。

斯る變化多きものを獨りペーパープランにのみ頼る事は却て計畫に齟齬を生じ、産業界を混亂せしめ所期に反する結果を招く危険がある。故に全面的消費規正の如きは最後の切札として留保し、萬已むを得ざる場合に限り必要最小限度の規正(例へば原料炭の配給統制の如き)をなすべきであつて、我國力の現状に於ては、石炭の需給對策として消極的な消費の規正を對象とする前づつて積極的な増産促進に全力を注ぎ供給の充足を圖るべきであると思ふ然るに、現下の状態に於て、石炭増産に必要なものは、資材の充足と技術者並に労働者の補給であるから、政府に於ては石炭の産業上、國防上の重要性に鑑み、石炭産業に對し、資材並に勞力の配給確保に付き特別の考慮を拂はれん事を希望する。

戰時經濟統制の實施以來、日尙淺き今日、直ちに全面的に關聯統一せる物的、人的の配給體制の確立を望むのは無理かも知れぬが、十四年度は長期建設第一を力強く足跡づける意味に於て、是非共物資、勞力相互に有機的關聯を保ちたる連鎖的、全面的配給調整の實施せられるやう切望に堪へない。

今や我國は國家の總力を發揮し、新東亞の建設に向ひ一路邁進すべき段階に入り、内外の情勢は我國力の充實強化を圖る必要の愈々切なるものある秋に當り、之が原動力たる石炭供給確保の急務に鑑み先づ以て増産促進に總力を傾倒する事が國家として最も得策であると思ふ。

以上、十四年度に於ける石炭需給調整の根本對策は人的、物的施設の計畫的充足に依り積極的に増産を實現せしむるに在り、消極的な消費規正の如きは石炭の特異性に鑑み、出来るだけ差控ふべきであることを略説した。而して人的、物的資源の逼迫せる現状に於ては、之が合理的利用に依る合理的開發を圖る事が妥當なるを以て資材、勞力の配給並に増産計畫の遂行に方りては國家全體の立場から特に左記諸點に考慮を拂ふことが肝要と考へる。

一、能率炭山及特殊炭山の優先的開發

我炭界が當面する重要な問題は、ガス、コークス原料炭、其他特殊用炭等一般上級炭の需要偏増に因る需給の質的不均衡を如何にして調整すべきに在る。此の點に付ては、政府は曩に石炭配給統制規則を公布(昭和十三年十月一日より實施)して、差當り上級炭の中のコークス用並に瓦斯用原料炭の配給を確保することとした。政府の意圖とする所は是に依り石炭の配給に關する命令權を政府の手に收め、各用途に隨つて夫々の適性炭を當て嵌め行き、資源の最も有効なる利用を計らんとするに在ると思ふ。右規則の發動を俟つ迄もなく、上級炭需要偏増の折柄、需給兩者は自發的に相協力して、獨り原料炭に限らず一般用炭に對しても、上級に次ぐ炭種を以て上級需要に適應し得るものは之に代用せしめ、用途別、炭種別の適當配給調整の實效を擧ぐるやう努むることの肝要なるは云ふ迄もないが、出来ることなら此際一步を進め特殊能率炭坑に對する資材、勞力の優先的配給を行ひ、上級炭の積極的増産を促進することが最も有效なる根本的對策ではないかと思ふ。

二、新坑開發の許可に依る過小炭礦の亂與防止

現在、新坑開發は届出主義にして届出を了すれば、自由に企業を進め得る事となり居るが、現今の如く資材、勞力が不足し、特殊上級炭の増産を特に必要とする状況の下に於ては國家が新坑開發の認可權を握り新規企業に一定の制限を附し過小炭坑の亂與を防止すると共に必要炭坑より順次之が開發を認可し總資源の最有効利用を計る事が要務であると思ふ。

三、隣接鑛區の整理

我鑛業法は先願許可主義の原則を採用せる爲め、同一地區内に多數の鑛區が錯雜併存し、各々獨立に稼行せらるゝ結果石炭資源の開發上、能率的其他に於て遺憾の點尠しとしない重要鑛物増産法は此の點を是正する爲め、鑛區整理に關する

規定を設け、能ふ限り當事業者間の協議に依り圓滿裡に解決せんと企圖してゐる。

當業者としても、國家的見地より互譲の精神を以て、譲るべきは譲り、貰ふべきは貰ふやうに自發的に鑛區を整理し、生産能率の増進を計る事が肝要と思ふ。

尙、最後に世人の注意を喚起したき事は現在商工省燃料局に依り實行されつゝある石炭の經濟的焚方指導は石炭の消費節約上大に其効果を擧げつゝあり、焚方指導を受けたる工場は何れも之を多として居る事である。時節柄重要な關心事であらう。

自昭和十二年 鑛害賠償金額

年度	田畑	山林	工作物其他	合計
三年	一・五〇	三・五	九・五	二・七〇
四年	一・四七	三・〇	九・五	二・四七
五年	一・四〇	三・〇	九・五	二・四〇
六年	一・〇八	三・〇	九・五	二・〇八
七年	一・五七	三・〇	九・五	二・五七
八年	一・四〇	三・〇	九・五	二・四〇
九年	一・五五	三・〇	九・五	二・五五
十年	一・八〇	三・〇	九・五	二・八〇
十一年	二・四二	三・〇	九・五	三・四二
十二年	三・〇六	三・〇	九・五	四・〇六

(被害補償物件中「工作物其他」には家屋、井戸、溜池、灌漑水路、道路、堤防其の他の工作物、宅地其の他の土地または漁類等の被害を含む)

昭和十二年 一・五〇 三・〇 九・五 二・七〇

鑛業法中改正法律案質問應答

衆議院議員 松 尾 三 藏

本文は去る三月三日鑛業法中改正法律案(政府提出)の委員會に於て本會理事松尾代議士と小金政府委員との間に交された質問應答の速記録である。

松尾委員

私ガ御尋致シタイト思フコトハ、先日本會議ヲ質疑致シマシタ際ニ、大臣ヨリ後刻政府委員カラ詳シイコトハ説明サセルト云フ御話デゴザイマシタノデ、本日第七十四條ノ四カラ第七十四條ノ八マデノ間ニ付テ三點程ト、別ニ一點御尋シタイト思フノデゴザイマス、鑛業法ノ第七十四條ノ四ト云フ此ノ中ニ「其ノ採掘シタル石炭ノ數量ニ應ジ毎年一定額ノ金錢ヲ供託スヘシ但シ金錢ニ代ヘ其ノ金額ニ相當スル國債ヲ供託スルコトヲ妨ケス」トアリマスルガ、是ハ賠償ノ爲ノモノヲ供託致スノデゴザイマスカラ、色々鑛區々々ノ實情ニ依ツテ違フドラウト思ヒマスノデ、違フカ違ハナイカト云フコトヲ先ニ御尋シタイト考ヘルノデゴザイマス。

小金政府委員

是ハ御承知ノ通りニ石炭採掘ノ爲ノ土地ノ掘鑿ニ依リテ生ズベキ損害ノ賠償ヲ擔保トスル爲デアリマスカラ、各鑛山ニ依ツテ生ズベキ損害ガ違フモノト見ラレマスノデ、鑛山ニ依ツテ違フ金額ガ供託セラレルモノト解スベキデアリマス。

松尾委員

早ク申シマスレバ、只今局長サシカラノ御話ハ、例ヘバ鑛區ガ陥落ラシナイ所モアルシ、又ハ非常ニ陥落ノ多イ所モアル、サウ云フ實情ヲ質シタ上デ、其ノ數量ニ依ツテ供託ヲサセル、斯ウ云フ御趣旨デゴザイマスカ。

小金政府委員 ソレハ土地ノ陥落ト云フコトハ一概ニ申サレマセズ、地質、ソレカラ作業方法ガ非常ニ影響スルヲデア
リマス、落チナイヤウナ方法ヲ作業スル場合ニ於キマシテハ其ノ生ズベキ損害ハ非常ニ少クデアリマス、地質並ニ作業
ノ方法及ビ地表ノ色々ナ物件等ニ依ツテ此ノ一定額ノ金銭ガ違フコトニナリマス、サウ云フ風ニ御承知願ヒマス

松尾委員 サウシマスルト供託物ヲ一年間掘鑿シテ後ニ其ノ出炭ニ對スル數量ノ多寡ニ依ツテ積立テルハ、斯ウ云フコトニ
ナツテ居ルヤウデゴザイマス、假ニ石炭ナラ石炭ヲ一年間採掘致シマシテ、其ノ後其ノ採掘數量ニ依ツテ一年後ニ積立テ
サセル、斯ウ仰シヤルノデゴザイマスカ

小金政府委員 是ハ大體ノ方針ヲ申上ゲマシ、將來生ズルコトアルベキ損害ノ擔保ニスル目的デアリマス、一應
採掘可能ノ埋藏量ヲ見マシテ、全部採掘シテシマツタ場合ハ損害モ從來ノ實績カラ見レバ、略々見當ガ付クノテアリマス
カラ、之ヲ勘定致シマシテ、其ノ最大限ノ損害ガ凡ソドレ位ニナルカ、是ハ今申上ゲマシタ地質トカ、其ノ他ノ色々ノ條
件ヲ加味シナケレバ分リマセズノデ、極メテ大局的觀察デアリマスガ、大體ノ見當ガ付キマス、ソコデ石炭一應當リ負擔
額ハ略々見當ガ付クノデアリマス、ソレニ今地上ノ物件、或ハ地質ノ状態、採掘方法其ノ他色々ノ條件ヲ加味致シマシテ
一應當リノ金銭ヲ算出スル豫定デアリマス、サウシテ其ノ出炭數量ニ應ジテ毎年一定額ノ金銭ヲ供託スル、即チ供託金ハ
出炭高ノ實績ニ依ルコトニナルノデアリマス

松尾委員 ヤハリ私ガ御尋シマシタヤウニ、一年後ニ積立ラサセルト承ツタヤウニ思ヒマスガ、此ノ積立テク金額ハ一
般ノ賠償物ノ濟ムマデハ無論拂戻ガナイモノト思ヒマス、此ノ供託物デ足ラナイ時ハ、無論ソレ以上御拂ヒマシナケレバ
ナラヌモノト思ヒマスガ、此ノ計算等ハ毎年致サレルモノデゴザイマセウカ、若クハ其ノ炭坑ガ廢坑ナルマデ待ツテ、其
ノ後計算ヲ致スト云フヤウナ意味ニナルノデゴザイマセウカ

小金政府委員 此ノ一應當リニ供託スベキ金額デアリマスガ、是ハ一年ニ纏メテ供託サセルカ、或ハ必要ガアル場合ニ

於テハ何回カニ分ケテ供託サセルカ、下チラガ宜イカ今研究中デアリマスガ、何レモ命令ニ讓ラレタ事項ト思ヒマス、ソレ
便利ノヤウニ決メタイト思ヒマス、而シテ此ノ供託金ヲ損害ヲ填補スルニ足ラナカツタ場合ニ於テハ、更ニ賠償ヲサセラ
ル、ノデアリマス、サウシテ毎年損害ノ生ズルモノニ付キマシテハ、毎年拂ツテ行キマス、其ノ支拂ツタ限度ニ於テ此ノ
供託金ハ取戻シガ出來ル、サウシテ又石炭ガ出タナラバ供託金ヲ積ンデ行ク、斯ウ云フヤウナ順序ニナルノデアリマス

松尾委員 積立金ノコトニ付キマシテ御尋致シタイノデアリマス、本會議デモ御尋致シマシタガ、此ノ供託物ヲ供託致
シマスコトガ一年分ト云フコトニナリマス、此ノ礦業ヲヤツテ居ル者ガ皆一樣ニ金ヲ持ツテ居レバ宜シウゴザイマシケ
レドモ、金ヲ持タズニ事業ヲヤツテ居ル者モゴザイマス、サウ云フ者ガ一年間ニ亘リ一年後ノ計算ヲ致シマシテ、應當
リニ對シテ積立ラスル、斯ウ云フコトニナリマス、中々供託スルコトガ困難デハナイカ、若シモ困難ナ事情ニ陥リマシ
テ、供託スルコトガ出來ナイ時ニハ、結局地方長官ヨリ其ノ事業ノ中止ヲ命ゼラル、斯ウ云フコトニナリマス、是
ハ出來レバ御面倒デモ月々ニ積立ラサセルヤウニシテ戴ク方宜クハナイカト考ヘルノデゴザイマスガ、之ニ付テ當
局ノ御意見ヲ伺ヒタイノデアリマス

小金政府委員 御説ノ點ハ御尤モデアリマス、分割納付ヲ認ムルヤウナコトニ致シタイト存ジマス、尙ホ此ノ供託
金ヲ納付シナカツタ場合ニ於テ地方長官ガ云々ト云フ御言葉ガアリマシタガ、是ハ商工大臣ガ礦業ヲ停止スルト云フコト
ニ法律ガ相成ツテ居リマス、其ノ點ヲ間違ハナイヤウニ御願シマス

松尾委員 供託物ノコトニ付キマシテハ局長サシヨリノ御答辯ニ依ツテ承知致シマシタガ、第七十四號ノハニ付テ御尋
致シマス「損害ノ賠償ハ金銭ヲ以テ之ヲ爲ス」ト云フコトガ第一ニ「掘ウケルヤウイハスガ、總テノ見テ云フ譯
デハアリマセズガ、假ニ家屋トカ田ト云フヤウイハスモツラ名指シテ申サスレバ、斯様サモツラ對シテ金銭ヲ以テ賠償致
シマシタ時、其ノ田ヲ建物ニ對シテ、償ツタ者ガツラ直ニ復舊スルニ結構デゴザイマセウカ、金ハ何レモ使出

來マスノデ、結局復舊ニ使ハズニ、他ノ方面ニ使フト云フヤウナコトニナルト、其ノ損害ヲ受ケタ者ガ金ヲ貰ツタ爲ニ遂ニ其ノ復舊ヲスルコトガ出來ナイ、斯ウ云フコトニナリハヒモサカト思フゾアリマス、今日マデ田等ニ付テ復舊致シタ所ノ模様ヲ見マズヨリモ復舊ヲサセルト云フコトガ至當デハナイカト思フゾアリマス、今日マデ田等ニ付テ復舊致シタ所ノ模様ヲ見マズルニ、三井三菱ノ如キア、云フ大キイ所ガ復舊サセテ居ル所ノ模様ヲ聞キマス、反當リ平均三百圓位ノ力要ツテ居ナイヤウニ思フゾゴザイマス、所ガ是ガ金銀ト云フコトニナリマス、サウ云フモノヲ復舊セズニ、他ノ方面ニ使フ處ガアリマス、是ハ是非復舊ノ方ヲ原則ニシテ此ノ個條書ニ御入レ戴ク方ガ宜クハナイカト考ヘルゾ、此ノ事ヲ御尋致シマス

小金政府委員

御尤デアリマスガ、ソレデハ復舊ノ方ヲ原則ニ致シマシテモ、金銀賠償モヤハリ出來ルコトニ致シテ置キマスレバ、金銀賠償ノ方ガ便利ダカラソツチテ取ルト云フコトガ行ハレマス、何レニシテモ鑛業者竝ニ被害者側ノ精神上ノ問題ガ多イノデアリマス、唯此ノ法律ノ規定ガアルカラ損害ヲ填補スレバ宜イト云フダケノ問題デアアリマセヌ、斯ウ云フ鑛害ノ規定ヲ置キマシテモ、成ベク鑛害ノ發生シナイヤウニ監督官廳ヲ取締リ、同時ニ損害ガ發生致シマシテモ日本ノヤウナ國土ニ於キマシテハ、賠償金ヲ取ツテシマツテ、ソレハ現金ヲ使ツテシマヒ、田野ハ荒廢ニ歸シ、家ハ荒レ放題ニシテ置クト云フヤウナコトガ起ツタナラバ、是ハ國民ノ精神上ノ問題デアリマシテ、法律ノ書キ方デハナイト思ヒマス、唯斯ウ云フ風ニ書キマシタノハ、我國ノ賠償制度ハ金銀ヲ以テ爲スコトガ殆ド全部ノ場合ノ原則デアリマスカラ、一應其ノ例ニ倣ツタト云フニ過ギナイノデアリマシテ、法律ノ運用ニ付キマシテハ松尾サンノ御話モアリマスシ、其ノ他カラモ屢々御意見ガ出テ居リマスノデ、但書或ハ第二項ノ運用ニ依ツテ十分目的ヲ達成シ得ラレルト思ヒマス、ガ御注意ノ點ハ十分氣ヲ付ケマス

松尾委員

只今ノ御答辯ヲ伺ヒマシタノデ、其ノ點ニ關スルコトハ承知致シマシタガ、是ハ今法規ノ方ニハ書イテナイ

ト思ヒマスガ、私ハ開隔地ノ増區ノ點ニ付キマシテ御尋シタイト思フゾデアリマス、最近私モ少シハカリ開隔地ノ増區ヲサセテ貰ツタノデアリマスガ、假ニ甲ノ鑛業者ガ乙ノ鑛業者ノ承認ヲ得マシテ、第三十六條ニ依ツテ増區ヲ致シマス際ニハ、先ヅ開隔地ノ圖面ヲ作りマシテ、増區ノ承認ヲスベキ權者側ノ開隔地増區ニ對スル承諾書ヲ得マシテ、ソレニ圖面ヲ附シマシテ、一般書類ヲ完備シテ關係監督局ニ提出致シマスルト、監督局ヨリ本省ニソレガ廻リマシテ、本省カラ許可ヲ戴クマデニハ、相當ノ日數ガ要ルヤウニ考ヘテ居リマス、ソレガ提出致シマシタ所ノ監督局ニ還ツテ參リマシテ、ソレヲ戴イタ後デナイト、本當ノ増區ハ出來ナイ、サウシマス間ガ、ドウカ致シマスト三年モ掛カルト云フヤウナコトモアリマスノデ、愈々書類ガ完備シナケレバ採掘モ出來ナイト云フコトニナリマスカラ、斯ウ云フコトハ昨年ノ鑛物増産法カラ見マシテモ誤リデナイカ、斯ウ考ヘマス、同ジコトヲヤウニ考ヘマスノデ、開隔地増區ト、乙ノ持ツテ居ル鑛區ヘノ増區ノ手續ヲ致シマスコトヲ、同時ニ受付ケテ下サルト云フヤウナコトニ御承認ヲ願ヘマスレバ、一般鑛業家ハ非常ニ助カレルト考ヘルゾゴザイマスガ、此ノ點ニ付テ御尋致シタイト思ヒマス、

小金政府委員

今御質問ノ趣旨ハ、要點ハ大體分リマシタガ、御述ニナリマシタ中ニ、本省ニ書類ガ廻ツテ三年モ掛ツテ居ツタト云フヤウナ御話ガアリマス、即チ他ノ官廳トノ打合せ、交渉ト云フヤウナコトデ、三年ハ愚カ八年、九年掛ツタ例モアリマス、サウ云フ譯ヲ誤リマスカラ、其ノ點ハ御諒承ヲ願ヒテ思ヒマス、唯書類及圖面ノ完備ト云フコトハ絕對ノ條件デアリ、是尙完備シタル所ノ鑛業權、殊ニ採掘權ノ設定ニ付キマシテハ、書類及圖面ノ完備ハ、如何ニ年數ガ掛ラウ付モ、是尙完備シナイ限り鑛業權ノ設定致シラセヌ、三十六條ニ依ル他ノ鑛區ヘノ掘進ニ關聯シテ御質問ガ要點トト思ヒマス、今松尾サンカラ仰シヤウナ趣旨ノモツガ、權限ニ付テ位本省ニ申物ガツテ御尋致シマス、權限ニ付テ申物ガツテ思ヒマスガ、是ハ此ノ場合ニ於テハ、即チ鑛業法第三十六條ノ規定ニ關スル問題ニ付テハ、他ノ關係省ト以關

部には軍専用の列車が連結されて、武装の將兵で一杯である。

八時四十分、今次支那事變の發祥地、一文字山及び蘆溝橋を車中より観る。城壁の黒煉瓦壁に「東亞和平發祥の地」と大書してあるのが、特に想ひ出を深める。

京「櫻井中佐が、勇敢にも單身壁の上に登り、支那兵の發砲を怒鳴り付けて停止させたのはあの壁ですよ」

と。乗り合せの紳士が説明して呉れる。

一文字山(丘)上の記念碑や点々と建てられた殉國勇士の墓標に、新たな感慨が湧く。



午前十一時慰問演藝班を引具して、最後部の軍用車に乗込み、列車中で演藝をなし、百餘名の將兵を爆笑させて、大いに慰安を與へる事が出来た。更に慰問品を贈つた處、懇ろな感謝狀を以て、是に應へられた。

午後二時半、有名な保定驛着。ホームへ降りて保定城を眺む。流石に乗降の客多く驛前も雑沓して居る。此の線では各驛共乗降客に對する身許調べや、身体検査が、いと嚴重に行はれて居る。

女性に對する調べは、支那女警察官が居て、念入りに、然し優しい調査をして居るのが、特に吾等の眼を惹く。女尊の支那で女のかゝる方面への活動は、恐らく支那事變の所産であらう。

保定は地圖で見ると、清苑ともあり、古き歴史を有する京漢線中屈指の都市である。

北京から南西に約百軒。清苑河の北岸に位し、元直隸省の省城で總督衙門以下諸官衙は皆此處にあつたが、彼の李鴻章が直隸總督時代、天津と保定とを以て首府と定め、交互に首都たりし地で、革命後一度首都を天津に遷されたが、其後更

に河北省の首都と定められたのである。

周圍には高さ十四米の城壁を有し、河北省の中央に位し、平野の中心地にありて、昔から軍事上又は商業上重要な都市である。それだけに、政治上にも重要な處であつた。彼の名高い保定軍官學校を始め、陸軍諸學校、兵營がある。

蔣介石を始め、現在抗日の支那の高級軍人も、この保定の軍官學校出身と云ふ。従つて、今日尙軍事方面では、隠然たる勢力を持つて居る筈である。

人口は十萬と稱せられ、肥沃豊穰の平野の中心にあつて、農産物及び鐵を主産物として居る。

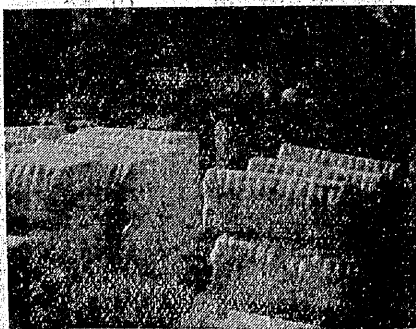
昨年十月保定城の攻略に赫々の皇軍戰果を偲びつゝ、保定を發して一路南下すれば一望千里見渡す限り渺茫たる棉花畑である。籠を抱いて棉花を摘む支那農民の風情も、いと長閑である。

茲に北支の農産物に就いて鳥渡伺つて見る。北支から産出の農産物は、此の棉花を筆頭に米、麥類、高粱、粟、大豆、煙草、落花生等で、其の中小麥の年産は百十億餘斤で、全支那産額の三割を占めて居る。

高粱は約八十億斤で、全支那の五割五分、大豆は五十億斤、之亦全支の三割と云ふ。何れも莫大なる産額である。殊に棉花については、石本中佐の講演にもあつた様に、これが開發は焦眉の急を要するものがあるが、其の年産五百萬ピクル、全支産額の六割を占め、石炭や鐵に次ぐ北支の重要資源である。其の中でも此の河北、山東、山西の三省に特に多く産し、就中河北省は、年々二百萬ピクル以上を産出し、全支の一位を占めて居る。

本年一月、北京の臨時政府は關稅の大改革を斷行し、排日關稅と云はれた高い輸

沿線の驛から積り出される棉花



出入税を思ひ切つて是正し、棉花、棉實及鐵礦の輸出と農業機械、小麦粉、米穀の輸入を無税として、日支貿易を明朗ならしめたのであつた。

今吾等の列車は、此の廣漠たる棉花畑の中を石家莊へと霧進し、午後四時半には石家莊安着。團員山形大佐を出迎へた平野憲兵隊長の厚意により、一班は第一ホテル、二班は日本ホテルに落ち着き、引續き〇〇部隊木部及兵站病院を慰問する。



郷土の勇士の語る

殊に病院に於て、竹内病院長の厚意により、郷土出身の傷病勇士、藤岡秀雄、荒木秀夫の兩君（何れも田川郡出身）外十六名の北九州及び久留米地方出身の勇士に親しく會見。個々の慰問をなし、邊陲の此の地に郷土慰問團の訪問は全く豁谷の聲音であつたであらう、勇士の感激に涙されるのも當然であつた。

たゞさへ物憂き秋の夕暮れ、異郷の空に或は傷き、或は病魔と闘ひつゝ、白衣に包まれてベットに横はり、勇ましく戦つた興奮から漸く醒めて、今靜かに遠く故郷を想ふであらう勇士の心情に思ひを寄する時、吾等はどうしても此儘去り難く、後髪を引かるゝの思ひで、病院を辭去した。歩行を許されて居る勇士は、態々門を出て「左様なら」を呼びつゝ、吾等の姿の見へなくなるまで見送つて呉れた。この情景を想ひ起すと、今でも何とも云へない感に打たれる。之等勇士の方々の一日も速かに全快されん事を只祈りつゝ、午後六時半ホテルに歸る。

本日の鐵道行程二百八十軒、所要時間八時間半であつた。

儲石家莊市街は人口約七萬人（八月末、民會調査に依る）日本人の数は四千二百六十七人、内女性が五百八十九人であ

る。此處にも事變後邦人の進出目覺しきものがある。中にも花柳界の發展は御多分に漏れず、料理屋やカフェー、飲食店を合して二百六十一軒に殖えたと云ふ。日用品が高いと云ふ外には、内地で生活すると全く同じで、何の不自由もない。

夜の街は未だ薄暗くはあるがネオンサインが明滅してチヤズの音は街角に流れて居る。

最近朝鮮銀行への預金が著しく殖えたと云ふ。以て、其の股賑の程も想像される。

石家莊から滄州―天津と豐沃な河北省平野の中を貫いて太沽に通ずる鐵道計畫も立案され、京漢線及正太線の連絡と共に今後益々發展の途上にある。さればこそ、

「伊達や道樂で、こんな處迄来たんぢやありませんわ、これでも日本女性だわ……………」

と氣焰を上げてゐる大和撫子の雄々しさも買つてやるべきであらう。

支那の都市としては珍らしく城のない街であるが、こゝは今より四十年前迄は僅か十戸を數へる貧村であつた。それが京漢線鐵道が通じ、更に正太線が開通するに及び、今日の隆盛をなすに至つたと云ふから、城壁の無い事も肯かれる。

石壘を敷いてあるが、これが凹凸がひどいので、人力車で走ればまるで宙に踊つてゐる様にひどい「バンド」である、

晴天の日は黃塵萬丈道路悪い街であるが之から着々整頓されるであらう。（十月十六日記）

午前八時出發のことゝて、六時には起床して其の準備を調へる。

未だ暗いのに電燈が消えた。停電かなと思つてちつと待つて居ると、女中が蠟燭を二三本灯して食膳を運んで来る。薄氣味悪い光景であるが、何でも電力が不足して居るので、早く消燈する事になつて居るとの事であつた。

成程、此處は戰線である。電燈の灯るだけでも有難い事ではないか。

戰場氣分漂ふ蠟燭の灯の下に、手さぐりながら朝餉を濟ます。

偕て、此處から井陘炭坑行きは、正太線で二三時間位だが、作戰區域内の事として、防疫其他の手續が非常に煩瑣である

のは止むを得ぬが、視察すべき人員も半数に制限され、従つて武内團長外十名となり、而も武装の警備兵に護衛されると云ふもの／＼しさである。

午前八時石家莊發、太原列車に乘込み、同十時四十分微水驛着、之れより支線の十三人乘自動車(寫眞参照)に乗り換へ十一時半井陘炭坑着、宮島坑長始め増田、後藤の幹部諸氏に案内され炭坑を視る。

井陘炭坑事情(概ね機密に屬するを以て其の大意を記す)

井陘炭田は大同と共に重要大炭田として今後の開發が期待される事變前は、河北省政府と獨人の合辦(資本金四百五十萬圓位)に成り年間七八十萬噸を産出して居つたが、事變より我軍が接收し目下興中公司の手に依つて採掘せられつゝある。

今後治安の回復と共に開發に懸命の努力を拂ひつゝあり、炭層は四層より成り、厚さ〇、九米乃至七、五米、其の走向は北々東に向つて十五度、東西に向つて二度乃至十八度の傾斜あり、採掘法は炭柱式、片番線とし、幅員一〇〇米、機械を用ひず、總て手掘である現在採掘中の堅坑(南尋、北尋及新坑)は、百八十米乃至二百五十米にして着炭す。

炭量は現採掘礦區に於ては七十萬噸と云ふ。尙ほ井陘炭田一圓の埋藏量は二億噸と推定されて居る。因に其の分析表示の炭質は次の如くである。



井陘炭坑視察途上代味ノ軌道車乘
警備兵士護レテ井陘向

揮發分	灰分	水分	硫質	カロリー
切込	三〇・三	一〇・六	〇・六	七・五三

塊炭	二六・六	九・九	〇・九	八・一〇
粉炭	二六・四	一四・三	〇・四	七・四九
二號塊	二四・九	一一・〇	〇・二	七・九四
三號塊	二〇・三	一三・六	〇・三	七・五〇
洗粉	二〇・四	八・九	〇・三	八・一〇
洗微粉	二六・三	一三・元	〇・四	七・三三

尚坑外設備としては、水洗機一臺及百五十キロ發電所を有し稼働者人員は漸次増加し現在數三千餘人の支那労働者を使用し、職員約五十名と獨逸人技師一名雇傭す。

一同坑内外を具さに視察し、午後七時無事石家莊歸着。日本ホテルに今日の炭塵を洗つて骨を休めた。(十月十七日記)

午前八時、石家莊發、北京列車に乗り、途中無事、午後四時半前門驛着、北京花壇及北京ホテルに分宿した。

午後七時から一樂亭に懇談會を開催。一同出席したが、これは、一週間に亘る北支視察の結果、得た所見を特務部石本課長外關係諸氏に報告を兼ねたものである。

先づ武内團長より、大同、井陘兩炭坑、其他視察の經過を報告し、此の間關係諸氏より寄せられたる厚意に深謝し、併せて軍部を始め新興支那建設の爲め、多大の努力を拂はれつゝある實況を目撃しては、銃後人として一段の緊張と感激の念を深くし、精神的に得たる收穫も極めて大なりし旨を述べ、尙吾等が北支石炭開發に對する態度は歸國の上、夫々會の機關に諮りたる上決定すべしと結んだ。

是に對して、石本課長より、長期建設の意義も百聞は一見に如かず。で、今回の視察により了解せられたる事と思ふ。



ニコニコの石の本課長

今後銜後人の覚悟とそして建設に對する協力とが肝要である現實を見聞せられ、得られたる其の收穫をして大いに意義ならしめられんことを切望すると述べて團員の健康を祝福せられた。

右終りて開宴、純日本式の座敷と會席料理に舌鼓を打ち、紅裙の餘興も一段と興を添へ、或は視察談に花が咲き、午後十時過ぐる頃散會、一同ホテルに歸り、今日の勞れを憩ふた。

北京最終の夜は靜かに更けて行つた（十月十八日記）

北京よさらば天津に向ふ。

歴史の香り高き古都北京。世界に誇る美しい都、殊に秋の北京は、曾て李鴻章が英帝ジョージ陛下の戴冠式典に臨んでの滯英中に烈しい郷愁の念に驅られて歸りを急いだと云ふ。それ程有名な北京の秋に吾等一同は來合せ、僅かな日數ではあつたが、其の名所舊蹟を觀賞し得て今日を名残りに歸國の途に就くのである。

槐樹、アカシヤや楊柳、柏等の上に、金色に輝く城門の裏にも無言の風情がある。

古い建物に新しい臨時政府の標示、勤政殿の大門にも中華民國政府聯合委員會の看板がドツシリと掲げられてある。

赤青朱と色鮮かな大馬路には、自動車やトラックが織るが如く疾驅する。新興の氣漲ぎれる北京の前途に幸あれと祈つて、午前十時半多數の見送りを感謝して汽笛一聲正陽門を後にして天津に向ふ。一同元氣旺盛なり。

今日は行程も短く、従つて急がぬ旅に、連日の張り詰めた氣も聊か弛んで來る。車窓から流れ込む陽光を浴びて久し振

りに長閑に暢氣になつた。

團員の中にはソロ／＼里心のつき出した人もあり。

「温かく寝てもつめたき旅ぶとん」

など、誰かの句を引用して郷里の空に思ひを寄するなど、一としきり車中談が賑かである。

吾等の列車は、北運河と永定河流域の中央の廣漠たる平野を天津に向つて驀進中である。

事變で名高い永定河は北京より西約十杆の地点を南に流れ、天津近くで白河に合して海に注いでゐる。水淺く流れ急にした處を見た。正午頃隣に座席してゐた山下氏が、海が見えたと云ふので覗いて見ると成程海である。ハテ何處の海岸かなと、地圖を擴張様としたら、直ぐ前の乗客が

「あれは海ではありません、洪水ですよ」

と教へて呉れた。思はず私は尋ねた。

「いつ雨が降りました？」

客曰く

「あれは昨年の夏降つた雨が永定河を氾濫させて洪水となつたものです」

と云ふ説明であつたが、鳥渡日本では想像のつかぬ大洪水である。しかもそれが一年越の洪水とあつて二度びつくりした。左右沿線幾十里平方とも知れぬ、全く「泥」の「海」である。處々に民家があつて、蜘蛛手網等を張つて魚を捕つて居る。

廣い、美田が一朝にして泥海となり、農村から漁村に早變りするとは、全く支那でなければ見られぬ光景であらう。昔から、治水に成功した爲政者が天下を取ると云ふ言葉も思ひ出され、支那の大飢饉も成程と首肯される。

此の洪水を左右に眺めて進むこと一時間半、白河を渡つて午後二時天津に着いた。

直に大和ホテルに入つて少憩後、〇〇部隊長を訪ね、親しく慰問の辭を述べた。部隊長からは、天津に於ける複雑なる國際關係、從つて又作戦其他治安工作上の困難なる事情を聴き、午後四時ホテルに歸り、更に市内主要地の視察を爲す。

天津は昨年七月二十九日早曉より暴戾支那軍膺懲の火蓋を切り、勇猛果敢なる皇軍の武威下、旬日を出でずして頑敵を掃蕩したのであるが、尙列國租界地を中心に、極めて複雑なる國際關係の中に、良く今日の治安を確保するに至つた其の間の當局の努力辛苦の跡は、各所に殘つて偲ばれるものが甚だ多い。

天津は北京を東南距る百四十軒に位置し、北京と同じく河北省の平野を抱き、北寧鐵道(北京山海關)並に津浦線(天津南京を結ぶ)は何れも天津を起点として開發せられたる幹線である。

北清事變後、内城及外城の城壁は撤去せられ、今は坦々たる道路と化し、電車が走り、支那特有の城壁は其の跡を止めない。

北支唯一の水運の便を有する有名なる白河は市中を流れ、船舶の往來頻繁を極めて居る。

市内の面積、約千三十萬坪にして、周圍の延長十五哩と云はれる。市街を大別して、外人租界と支那市街とに分ち、外國租界地區は支那市街地區の約二倍に達してゐる。人口は約百三十萬人で、邦人は事變前一万二千人位であつたが、最近二万人以上に増加し、其他の外人七千五百餘人あり。

外國租界は現在日本の外、伊、英、佛の四ヶ國であつて、獨、奧、ソ聯及白國の租界は今は特別地區と稱せられて居る。而して日本租界の設定は明治二十九年の條約に基くもので、其の區劃面積は三十八萬四千坪であつた。爾來大日本租界

局の設定となり、天津居留民團の確立を見、自治行政の基礎は茲に全く成つた。居留民團に於ては、土地經營を始め道路水道、下水、電氣事業、衛生設備、教育、租界内の警備等日本居留民並に租界内居住者の共存安全に關する一切の設備經營に當つて居つたのである。

此の認められたる正當なる權益を、不法暴逆なる支那軍に依つて蹂躪されるに至つては、敢然之れが膺懲の一撃を加へ彼れの反省を促したのは蓋し當然の事であらう。

尙租界區域は何れも整然たる區劃の下に、大小の街路があり、洋風の高層建築列なつて天津目貫きの商業區域になつて居る。

一方、白河の流れに面した河岸一帯は、埠頭となつて居て、税關倉庫並に船舶業者の店舗も軒を並べ、白河を運航の船舶は二千噸級のもの迄は、此の埠頭に横付けが出来る。實に天津は海陸の交通要地として、今後益々發展すべき天恵の地である。(十月十九日記)

天津より濟南へ

途中匪賊襲來の難を突破して

大和ホテルは四階建の堂々たる一流ホテルである。其の内容設備よろしく、殊に和洋折衷の客間を有し、サービスも満点であつた。が、宿泊料の高いのには鳥渡面喰つた。

午前六時起床、例に依つて出發の準備も忙しい。午前八時天津驛發徐州行列車に乗込む。

各等共に満員である。武裝凛々しき警乗兵も部署に付き、すんと心強い。相變らず各驛々の支那人旅行者に對する身許調査や防疫が厳しく行はれて居る。

此の沿線も左右果てなき曠野で、行けどもく渺茫たる平野に棉花畑と、ドロ柳の林が點々と見ゆるのみである。

此の沿線は昨年八月から九月初旬にかけて皇軍が猛攻撃を加へつゝ南下した處、濁流鎮、靜海、陳官屯、唐官屯、馬廠等を占據したのは恰度一年前の事で驛々には其の當時の様が偲ばれるもの多し。

午後三時德縣(地圖には德州とある)着。是れより愈々山東省である。

天津德縣間は今から約千三百年前の昔、榮華を誇つた隨の帝王煬帝が北支那。

搬へ海賊を恐れて閉塞したもので、目的は異なるが、彼の萬里の長城と共に支那の二大工事として世界的に有名である。今次事變に當り、此の大運河渡河の作戦が各地に展開され、勇敢なる皇軍の行動を今更の如く回想して餘りあるものがある。

楮て、吾等の列車は既に約三十分遅延して居るが此の德縣驛では約一時間停車すると云ふ列車長(事務車掌)の知らせ、一同おや〜。

理由を聞けば濟南の手前で線路をやられて居ると云ふ最初は簡單な何でもない様な話であつた。

午後四時やつと動き出した。今日は迎も暑い日で、乗客一同も上衣を脱いで居る。

午後六時、赤い夕陽が一杯射し込んで漸く黄昏れた頃、禹城に着いたが此處で又一時間停車すると云ふ通知である。

ださへ、せつからの吾等に取つては、實にもどかしく、又一種云ふべからざる不安をも感じた。

午後八時、列車長は慌しく車内へ駆け込んで

「黄河の手前の線路を破壊され、桑辛店驛には匪賊の襲撃があり、此の列車は之れより德縣へ引き返します」と告げた。乗客一同之れはとばかりに驚き、列車内は漸く騒然として來た時に、又列車長の第二報があつた。曰く、

「德縣の手前でもやられて居るとの聯絡がありましたので、德縣へも引返し出來なくなりました。御氣の毒ですが、今夜は此の驛で籠城する覚悟で居て下さい」

サア大變である。吾等の進退は全く谷まつた。日暮れて途遠し、今更どうする事も出來ない。絶對絶命今は運命に任せる以外途もない破目に陥つたのだ。

夕食はどうやら食堂で喰つて腹構へは出來た。

「相手は支那の匪賊。犬死はせんぞ」

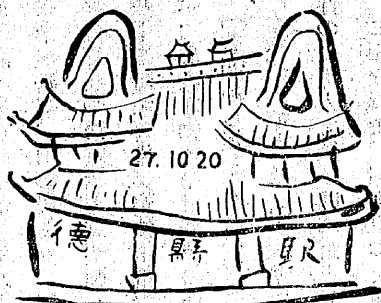
と悲壯の中に一同力みかへて居ると。列車長から今度は、列車乗換への命令が來た。

吾等の車は後尾に連結され、危険に晒されて居るから、中央の安全な車に乗換へるのである。誠に有難いことだ。

重い荷物を各自で抱いて、汗ダグダグの乗換作業も敏捷に終つたが、何しろ、今まで支那人が一杯詰まつて居た箱と入れ替つたのであるから、變な臭が残つて居て、南京虫でもウヨウヨして居る様な氣がする。しかし、此の場合、そんな事はどうしてもよろしい。將に生死の境だと云ふ悲壯な場面である。

團員の山形大佐は警備兵や驛警備司令部と聯絡して安全策に奔走活動を續けられて居る。

驛構内外はずつかり消燈して、警備兵は夫々部署に付いた。有難い事には、吾等の列車は、左側驛舎の正面で右側は警



と揚子江岸をつなぐ爲に掘り拓いた大運河に沿つて此の津浦線が通じて居る。

大運河は帝王の開鑿したもので、支那では御河とも稱し、遠く北京の東、通州から白河を下つて天津に出で、河北、山東の兩平野の要衝を繋ぎ南下して黄河を渡り、江蘇省に入り更に揚子江を越へて無錫蘇州、嘉興を経て杭州に至り、錢唐江を涉つて寧波に至るもので、其の延長は二千四百軒、即ち六百里に及んで居る。これは南北支那を聯絡する物資の運

備司令の兵舎に挟まれた一番安全な個所であつた。

午後十時、列車内も全部消燈、煙草のマッチも使用するなど云ふお達しである。時々、懐中電燈を照して警備兵が見廻りに来る外は、シンとして凄いな静寂である。

折々、情報があるが、何れも氣味の悪い報告ばかりで、何でも今襲撃を受けて居る桑辛店驛は、最近だけで四度目で、其の都度、警備兵に撃退されて居るのだが、今夜の匪賊は迫撃砲や機關銃を持ち相當組織だつた大部隊であるから、或は此の驛も襲はれるかも知れぬと云ふ情報もある。

十一時頃、山形氏より、襲撃を受けたる場合は驛の地下室に避難せよとて、團長に詳細な避難場所の報告があつた。愈々危くなつたと云ふ感が強くなる。

十二時頃警備兵が懐中電燈を持つてやつて来たが、乗客の外人と其の連れの支那人を怪しいと云ふので引致して行つたが、異様な物音や、悲鳴の様な聲が静けさを破つて聞えて来る。實に凄いな。

「晝間から怪しいと思つて居た毛唐だ」と一人が云へば。又一人

「スパイだらう、やつて仕舞へ」等と車中は一としきり騒いだが、然し、之れは取調べの結果、佛人の宣教師とかで、同伴の支那人も疑ひ晴れたと云ふ事が後になつて判つた。

こんな風で、殺氣立つた車内も、又元の静けさに歸ると、今度は遠くでドロン／＼と大砲の音が聞へる。午前三時頃、頻りに犬が吠える。ハツとして耳を聳て、様子を伺つて見たが、何の事も無いらしい。早く夜が明ければよいと思ふ。

然し度胸のよい團員中には高駟で眠つて居る人もある。

匪賊は未だ來ないが、お先に南京虫が襲撃して來た。耳元から手首あたりへ、チク／＼と遠慮なく喰ひ付いて居る様で連も眠るどころではない。

足音を忍ばせてホームに出て見た。寒い風が身に沁む。見れば警備兵が嚴として、歩哨に立つて居た。思はず近寄つて「御苦勞ですな」

と感謝の意を表して今夜の情勢を問ふて見た。兵士は

「もう五時ですから大丈夫ですよ。なアに來たつて大した事はありませんよ」

と東北辯で力強く答へて呉れたので、大いに安心する。

夜明けは近い。もう安心だと思つて、ウト／＼して居る中に、恐しい一夜は全く明けて、漸くホツとしたのはよかつたが、南京虫の被害は意外に酷く、敷ヶ所やられて居た。

團員中にも多數の被害者があつたが、匪賊襲來に比すれば物の數にもあらずと、一同元氣にホームに飛び出す。

團員數名は、早速警備司令部の〇〇隊長を訪問して感謝と慰問の言葉を述べたが、一同全く蘇生の思ひである。

時恰も武漢三鎮の總攻撃と南支作戦の爲に、此の地方警備を手薄と見た匪賊共の所謂ゲリラ戦術の現れであらう。最近頻々と此の線に出沒して、線路を破壊し電柱を切倒し、或は驛舎を襲撃すると云ふ。

殊に昨日來の襲撃は計画的に行はれたらしく、幸ひ連絡に當つて居た匪賊四名(中一名は破壊係、他の三名は連絡係)が我が警備隊員に逮捕され、組織的大襲撃も、之れが爲めに齟齬を來し、前後の襲撃のみに止つて、運よく吾等の居た中間部はのがれたる事が判明した。全く天祐であつた。

一同兵舎に捕縛されて居る四名の匪賊を見物に行く(寫眞参照)監視の兵士が

「この男が破壊の任務を帯びてゐた奴ですよ」

と説明して呉れた。憎らしくもあるが、明日は首を刎ねられると聞いては、いぢらしくもあつた。

馬城驛警備隊に逮捕された匪賊



此の禹城驛の次が安城驛、其の次が桑辛店、更に黄河を渡れば濟南である。もう二時間足らずと云ふ處で、トングサイナン(濟南)であつたとの誰かの洒落に一同トツと笑ひ出した。
午前十時頃迄、線路復舊工事の列車や、装甲列車が幾度となく、吾等の列車と聯絡を取つて往復して居つたが、午前十一時半、漸く發車の運びに至り、忘れ難い禹城の驛に感謝の意を表して出發し、桑辛店襲撃の生々しき光景を車中に眺めつつ、濟南驛長に戦線の説明を聞く。驛長は應援隊と共に桑辛店に來た歸りであつたが次の如く述べた。
匪賊は晝間鐵道を破壊し、夕暗に乗じて、桑辛店驛附近百米近くの堤防に散兵して攻撃して來たが、我軍の猛撃に會つて潰滅した。

黄河の大鐵橋を渡つて午後一時半濟南驛着、大和ホテルに入つた。

天津を發して恰度三十時間、禹城驛に籠城して生死の間を彷徨すること二十時間、氣丈な一行も、今日だけは草臥れの色が見えた。

ホテルでも、此の事故の爲め、上下列車便の客が停滯して各室殆んど満員であつたが、昨夜の事を思へば、どんな室でも結構だと、食堂の大廣間に腰を下してやつと骨を休めた。

一同午後六時まで休養、或は各自、元氣に市内の視察をなし、午後七時より、濟南駐屯の平野部隊に、演藝班を連れて慰問した。

兵舎の倉庫の中にアンペラを敷き詰めて、演藝舞臺を作り、野添氏が代表して、懇に慰問の辭に併せて、郷土に於ける銃後人の緊張と出征家族に對する諸般の活動狀況を述べて挨拶とし、直ちに演藝の漫才二席に移り勇士達を爆笑させ、大いに慰安を與へた。終つて平野部隊長の謝辭と、將兵に對する訓辭があり、各位の武運長久を心より祈願して閉會、ついで部隊室に於て、郷土出身者、福岡寺町安部軍曹外六氏の勇士と歡談、時の移るのを忘れたが、盡きぬ名残を惜しみて辭去、十一時ホテルへ歸つた。(十月二十一日記)

参 考

試掘出願から鑛業權(試掘權)の生れる迄の經過

福岡鑛山監督局 星 惣 吉

前號より續く

實地調査

出願人が鑛業法施行細則第二十四條の規定に依る實地調査の命令を受けたる場合は、其の調査事項が鑛床及公床と關係あるときは、當該出願地が鑛物の不存在とか又は鑛業の價値なき疑ある爲、若くは地元關係官廳等より公益上支障ある旨の意見通知を受けたる爲、其の實否を明かにする爲の調査であるから、調査員は現地を踏査し、出願鑛物の露頭若くは舊坑の存無を調べ且つ出願人に對し試掘の方法

及び除害設備等を聽き其の作業及設備の可否を考査するものである。従つて出願人に於ても、斯る調査の場合は單に出願區域を案内するのみに止まらず、進んで前記作業の方法並に設備等を説明せねばならぬので、その説明が出来なかつたときは、此の一事に依つて鑛行法施行細則第三十九條の規定に依り却下處分になるものであるから、此の場合には豫じめ現地の狀況を知得し且つ作業設備の説明を爲し得る者を、同伴、又は自己の代理人とし、委任狀を所持せしめ、指定の場所に立合せしむるを要する。

又右調査事項中、區域の測量を包含するときは、鑛床及公益關係の調査は概して主要なる調査の目的にあらざるを以て作業方法等の説明の如きも簡單にて足るものであるが此の場合は測量の手子(助手)を必要とする。故に調査前、豫じめ測量の手子に適する男子の工夫二名(複雑なる場所なれば四名)以上を同伴せらるるを便宜とす。尙、調査の期間は曩に鑛山監督局長より指定したる日數にて終了する筈なるも、その調査期間中に天候が調査に適せざる事あり或は其の他の事情等の爲二、三延びる場合もあるから、之亦豫め留意を要することである。其處で調査が終了すると調査員は其の調査の結果を報告するのである。然れども其の報告書には事實關係と調査員独自の意見とを明かならしむを要する。鑛山監督局に於ては此の報告を復命と稱し調査前に一先づ報告例へば出願人の不立會報告又は天候及宿所の報告の如きは普通報告と稱するのである。尙區域調査即ち測量の復命には其の出願地並附近の地形及地物間の方位や距離更に出願人が現地に於て出願區域として指示したる各基点及測点の位置關係を報告するもので、其の出願人

の指示區域は必ずしも眞の出願區域(當初鑛業の願書に添附したる出願圖面の區域)と一致するものではない。何となれば現行法の下に於ては其の出願區域を定むるに當り別に標杭等を設置することを強要せざるを以て、現地は何等の標識を存せず單に出願人の主觀的意図のみに委すとせば後日出願人の都合に依り任意に出願地の變更を爲すことになり、他人の權利を不當に侵害するに至るからである。従つて審査員の現地測量の結果報告する區域は實地に於ける出願人の指示區域並實地の地形及地物の關係に止まり、出願圖面に基づく出願區域の測量を爲すものに非ざるを以て之を復命すべき限りにあらざるも、實際に當りては前記調査の資料に基づき原圖を作製し、其の原圖上に局議に依る出願區域を認定し、依つて出來上りたる鑛區圖を審査員の復命圖として復命者に添附せらるるものである。斯るが故に當初の測量中に當りては調査員と雖も眞の出願區域を實地に指示することは殆んど不可能のことである。換言すれば眞の出願區域を實地に指示するには一旦現地測量後に調製したる鑛區圖に基づき再度測量の上にならざれば曩に調

査を爲したる者といへども指示し難きものである。然るに出願人又は案内者となりたる者より應々耳にすることは、鑛山監督局の調査員から此の位置を測点何號として認められた云々」等と聴く、之れは何かの誤りで左様なことは再調査の際でなければ殆んど指示することは不可能のことでもし調査員が眞實左様の不心得を申したとすれば、それは調査員だけの自稱何號であり、鑛山監督局の認むる所の眞の出願區域にあらざることを思考せられたい。

以上調査の結果(一)出願區域(願書添附圖面に於ける區域の形態)と實地の區域(實地調査の上局議に基づき認定したる區域の形態)と著しく相違するものなるときは鑛業法施行細則第三十九條第二號の規定に依り之を却下處分を必要とし、(二)鑛物の不存在若しくは管制的稼行價值なきものと認むる場合、若しくは公益上有害にして其の除害の方法皆無と認むる場合は、鑛業法第三十二條の規定に依り直に不許可處分を爲すべきものなるも(三)公益の關係につき除害可能と認めらるゝものは先づ設計書を徴し、該設計書を以て公益上有害との意見を爲したる官廳に於て再協議をか

さね、最後迄双方の意見対立し協議まとまらざるときは鑛山監督局長独自の判断に基づき許可するものなるも、此の場合には其の許可の際相手官廳に其の旨通知爲すことを要するものである。(四)區域測量の結果は殆んど總出願に付願書添附圖面は地形其の他の表示實地と一致するものなく修正を要する次第につき其の修正命令は前説明の通り實地調査員に依り作製せられたる原圖を基本圖とし之に準據し、更に調製する下付圖を交付し、下付圖通り作製したる鑛區圖の提出を要求するにある(五)或は其の際下付圖に出願地が鑛區と重複する爲不許可を要する個所あるときは其の部分を示し、修正命令の際同時に一部不許可の處分を爲すか又は修正圖面の提出を待つて殘地に就き許可決定の通知を爲す際重複部分を不許可するものである(六)實地調査の復命は實地調査員が現地より歸局すると直に着手するものでなく一般事務の閑散の時期を考慮して(例へば北海道の如きは一ヶ年の間、外調査期間二分の一に足らざる爲消雪季は外調し、積雪季のみ復命書の作製を爲すが如し)行ふものなるを以て相當長期を要するものである。

法定面積超過の出願

圖面調査中若くは實地調査の結果出願地の面積が百萬坪を超過することを發見することがある。斯かる場合其の願書の表示面積が既に百萬坪以上なるときは其の出願が、礦利保護上已むを得ざるものなるや否やを調査する爲、礦業法施行細則第十五條の規定に依り、理由書の提出を命じ、理由なきときは其の出願全部を不許可とすることを要し、超過部分のみを不許可、或は減區せしむべきものでない。従て假令不許可處分前、出願人自ら減區出願を爲したるときと雖も、之が爲、何等處分に影響あるものでない。次に願書に表示の面積は百萬坪以内になつて居るが、實際は百萬坪を超過するものが往々發見せらる。此場合現在に於ける礦山監督局の處分、例へば其の超過部分が三十萬坪以内なるものは出願人に其の事實を知らしめ、指定したる期限内に其の超過部分を減區出願（願書は礦業法施行細則様式第二號に依り書面を調製し更に様式第十四號に依る圖面中、礦業法施行細則第二十九條の規定に基き、新舊出願地の關係を明示したる圖面四葉添附の上、手数料として收入

印紙金五圓貼付、書留郵便を以て差出すこと）の手續を爲すことを要し、右期限を経過したる場合、若くは超過部分三十萬坪を超過するものは、直に全部の出願を不許可することを要する。

此處で一言注意したいことは、百萬坪超過の出願にして其の減區出願前に減區又は先願地との重複關係につき、有無を伺出づる者があるが、面積超過の出願に付ては其の減區出願前は先願の有無を絶対に知らさぬものであるから、自己の出願區域が百萬坪を超過することに氣付きし時は、礦山監督局の注意を待たず減區出願を爲すべきである。

異種の礦物を一願を以て

出願したる場合

礦業法施行細則第九條には（同一地域に於て二種以上の礦物に付礦業を爲さむとする者は各種の礦物毎に願書を差出すべし但し同一の礦床中に存するものに付ては此の限にあらす）と規定されてゐる。此の規定に依れば、假令同一の場所に存在する礦物と雖も、礦床を異にするものは一願

を以て出願することを許さざるものである。然らば如何なる礦物が礦床を異にするものであるかと云へば、礦業法第二條に規定する二十七種の礦物中普通左の十種に區別することをを得る。即ち「第一種」金礦、銀礦、銅礦、鉛礦、亞鉛礦、錫礦、安質母尼礦、水銀礦、亞鉛礦、硫化鐵礦、重石礦、水鉛礦砒礦、ニッケル礦、コバルト礦、石膏及重晶石「第二種」鐵礦、「第三種」格魯鐵礦、「第四種」滿侖礦、「第五種」磷礦、「第六種」黑鉛、「第七種」石炭、「第八種」亞炭、「第九種」石油、土瀝青、「第十種」硫黃である。然し右は絶對的のものでなく、其の例として岩手縣釜石礦山に於ては銅鐵礦とが同一礦床中に存在し何れも稼行價值充分であつて更に同縣松尾礦山よりは硫黃と硫化鐵礦と同一礦床中に共存し、同縣宮古礦山よりは金銀銅鉛亞鉛礦と共に多量の硫化鐵礦を産出する。松尾礦山の硫化鐵礦と宮古礦山の硫化鐵礦とは其の外觀著しく異なつてゐる。其の他金銀銅鐵礦とが同一礦床として共存する例に乏しからずと聞く従つて其の同一礦床中に存する礦物なれば其の種類又は數に限り無く、二十七種の礦物中隨意に選定することを得べ

しと雖も稼行價值なきものは之を除外せねばならぬ。況や異種の礦物を一願として出願するが如きは出願の處理を遅延せしむる最大の原因とも云ふべきであるから、出願の際充分注意してもらひたい、然し出願人といへども其の道の専門家のみに限られて居らぬから、偶には善意に異種の礦物を混同して出願せらるゝこともあらう。斯る場合は願書に記載の礦物が總て同一礦床中に存するものなりや、否やを種々の方法を以て調査の上、異種の礦物と認定したるものを類別し、出願人に對し相當の期限を附し何れか一方の礦床中に存する礦物を選択し當初より其の礦物の出願を爲すもの、如く、修正願書を以て申出づべきことを命令するのである。此の命令は礦業法施行細則第六條の規定に依り發令するものであるから、指定期限内に修正願書を差出さざるときは、同則第三十九條第三號に依り却下せらるゝものである。所が礦山監督局長から異種礦物を一願として出願したるものと認定せられ、其の選擇方の命令を受けたる場所には、同一礦床中に其の各種礦物が共存し、而も稼行價值充分存すると云ふ場合なきにしも非ずである。此の場合

は修正願書の提出を要せざるも、指定期限内に其の出願地より採取したる鑛物の標品塊でなければ不可)一疋以内と其の鑛床の説明書を提出すればよい。

軍機保護法適用地帯の試掘

権者に告ぐ

昭和十二年八月軍機保護法の改定に依り、同法適用の場所(市井に於て陸地測量部發行五萬分の一地形圖を販賣せざる區域)に試掘權を有する者は、其の試掘鑛區の期間満了後、更に鑛業の出願を爲さむとするときは軍港、要港又は要塞地帯の場所に鑛區を出願するときに、出願圖面の作成に關し許可及檢閲を受くると同様、前記場所の出願圖面作成には、軍機保護法の規定に依り、所轄官廳(要塞地帯内は其の要塞司令官、第十二團師管下は西部防衛司令官、第六師團管下は其の師團長但し沖繩縣下及鹿兒島縣の一部北緯三十一度以南に在りては佐世保鎮守府司令長官並第六師團長)の許可及檢閲を受けねばならぬ、其の手續きは舊試掘鑛區を有せし者は、既存鑛區圖の複寫にて可なるを以

て、其の鑛區圖を複寫する場所を管轄する警察署長、又は憲兵隊長を經由し鑛區所在地前記軍部出先官憲へ願出づるものである。其の様式は鑛區圖複寫許可願書を標題し、申請人の氏名、本籍住所、職業及年齢に申請の年月日を記載し、要塞司令官、西部防衛司令官、第六師團長又は佐世保鎮守府司令長官宛に左の事項を表示して、原圖(鑛區圖)と共に提出すべきである。

一、目的二、區域三、方法四、使用器具の名稱五、日時又は期間六、作業者の住所氏名七、作業の場所八、複寫すべき圖面の員數九、其の他參考となるべき事項等である

所で此の許可及檢閲には目下事變關係の爲、軍部は勿論、其の他の官廳に於ても甚だ手薄にて、單に圖面複寫の許可及檢閲にも豫想以外の多數の日數をするものであるから、其の邊の事情を含み置き、少くとも満期前二ヶ月頃より此の手續きを開始し、満期迄には是非共檢閲を濟ませ置く様に心掛けが肝要である。何故なれば軍機保護法適用區域内は、如何なる事情の存するを問はず、圖面を作製するには

必ず所轄官廳の許可檢閲を受けしめ、若し違反して圖面を作製する者に對しては、要塞地帯法より遙に重き刑罰を科せられ、更に再願の期限を遅らすときは、鑛業法第三十三條の二の保護を受けるに由なく又期間中に圖面を添附せず

願書のみを提出するときは、鑛業法施行細則第三十條第三號の規定に依り受理せられず、他人に優先權を奪はるゝことの危険あり、巨萬の費用を投じ試掘中の鑛區を失ふ處あるにつき、深甚の注意を要すべきである。

臨時利得稅法中改正法律案に

對する本會の陳情書全文

臨時利得稅法中改正法律案

今期議會に提案された臨時利得稅法中改正法律案に關し去る二月二十五日附本會より大藏大臣、商工大臣、貴衆兩院議長に提出した陳情書の全文は左の如くである。

昭和十四年二月二十五日

福岡縣若松市本町二丁目

石炭鑛業互助會

會長 野上辰之助

大藏大臣 石渡莊太郎閣下

肅啓長期聖戰下ニ於ケル國家非常財政ニ關スル當局ノ御苦衷ハ國民トシテ唯畏敬ト感激ノ外無之候今議會ニ上程ノ頭書法律案ノ趣旨亦能ク推承セラルトコロニ有之候得共姑ク刻下ノ石炭生産擴充ノ國勢維持上絕對必要ナル狀勢ニ就キ一言申進度、即チ戰時重工業ノ擴大ニ伴フ十四年度國內石炭需要豫想量ハ最小限五千五百萬噸ト推定セラレ、前年度實蹟ニ對比シテ製鐵用炭二百萬噸増

電力用炭二百萬噸増、鐵道用炭五拾萬噸増加之十三年夏季以來軍管理ノ下ニ繼續處理セラレツツアル上海ヲ中心トセル中支陸海軍々用炭及軍管理ニヨル同地方民需用炭輸出見込大約五拾萬噸或ハ朝鮮ニ於ケル産業ノ急速開發ニヨル石炭供給不足亦大約五拾萬噸ヲ計上セラルベク更ニ國內及領土ニ於ケル人造石油原料炭引當テヲ考慮スルニ於テハ愈石炭需要ノ増高ヲ絶對覺悟セラルベキニ對シ一方國內及領土更ニ滿支ノ石炭生産擴充ノ現狀ヲ觀ルニ國內資源ノ涸竭ニ加ヘテ資材及勞務者ノ不備不足ニヨル生産減及領土並滿支ノ開發亦急速ニ期待シ得ザル實情ニ在リ此危急ノ時期ニ當ツテ國民ノ企業慾ニ不安ヲ與フルガ如キ不徹底ナル統制或ハ理論上ニ於テ妥當ナランモ實勢ニ即セザル徵稅方法等ハ暫ク藉スニ時日ヲ以テセラレ度ク、昨年來ノ物價對策ニヨル石炭價額限定命令ノ如キ理義ニ於テ全ク適正ナル措置ナリシモ之レガ爲メニハ或ハ新礦探索又ハ其新規開鑿増殖計劃等ニ不尠影響ヲ與ヘ延イテ諸般重要産業ノ發展ヲ阻止セシメタルコトハ昨年度ノ需給總決算ノ二百五拾萬噸生産減ノ實蹟ニ徴シ明カナルトコロニ有之候、抑々増稅ノコトヲ

ル刻下ノ國民責務遂行上一点異論ヲ挿ムベキモノニアラザルコトハ言フ迄モナキコトナガラ産業ノ自由ガ主体ヲナス帝國現下ノ企業形態ニ於テハ課稅ノ累進ト事業ノ進展トノ間ニ大勢上微妙ナル因果關係有之候コトハ何人モ之ヲ否定シ得ザルモノト被存候

此点ニ關シ細大尊慮ヲ煩シ居ルコトハ國民等シテ御期待申上候トコロナルモ今般ノ改正法律案上程ニ際シ一言國內炭界事情ヲ具陳シ特ニ一段ノ御高慮ヲ冀フモノニ御座候猶同法律案ノ是否トハ別箇ニ其實施期ト之レガ事實上ノ週及ニ關シ其理否ヲ討議致シ度ク吾人ハ稅務ノ法理ニ關シ彼是其是否ヲ訴フルモノニアラザルモ要ハ徵稅ノコトタル上記陳情ノ通り企業ノ本体ト不離不即ノ關係ニアルヲ以テ苟クモ新規課稅ニ際シテハ實質上過去ノ事實即チ徵稅ヲ豫見セザリシ以前ノ企業計畫並ニ其實蹟ニ週ツテ之ヲ賦課スルコトハ寔ニ忍ビ難キモノニ有之政府ハ新規徵稅ニ際シテハ須ク國民ニ對シ徵稅ノ理由ヲ明示シ之レガ賦課ヲ通告セララルト同時ニ其實施ハ必ズ右通告後ニ於テ計劃セラレタル當該ノ實蹟ニ對シ課稅セラレンコトヲ要請スルモノニ有之

候
課稅ノ豫期セザリシ事實上ノ週及ハ將來ノ事業計劃ニ多大ノ不安ヲ伴ヒ國民ヲシテ政府當局ニ對スル信頼ヲ缺ク重大

ナル素因ヲ作ルモノト相成ルベキヲ懼ルルモノニ御座候
右陳情ニ及ビ候 書中妄言多罪 敬白

石炭の鑛産稅及特別稅賦課の標準價格

三月一日附官報に八田商工大臣より發表せられたる鑛業法第八十五條の規定(臨時租稅增徵法第十三條の規定に依り準用する場合を含む)に依り昭和十三年中の鑛産物に對する鑛産稅及特別鑛産稅賦課の標準價格は左の如くである。

一、石炭 一噸ニ付	地	塊	炭	粉	炭	切込	炭
北海道釧路郡釧路市		一一・七〇〇		一〇・五〇〇		一一・六〇〇	
福岡縣田川郡	赤池炭礦						
同	縣鞍手郡 大之浦、古河目尾、新入ノ各炭礦	一五・二〇〇		一三・二〇〇		一四・一〇〇	
同	縣嘉穂郡 二瀬、飯塚嘉穂、明治、吉隈ノ各炭礦						
同	縣飯塚市 鱈田炭礦						
同	縣鞍手郡 鞍手炭礦	一四・六〇〇		一二・六〇〇		一三・六〇〇	
同	縣嘉穂郡 上山田、三井山野、下山田、綱分、平山、忠隈ノ各炭礦						
同	縣田川郡 起行小松、大峰、峰地、中津原、第二中津原、本添田ノ各炭礦						
同	縣嘉穂郡 豆田、漆生、稻築、日吉、猪ノ鼻、庄司ノ各炭礦	一三・九〇〇		一一・二〇〇		一三・〇〇〇	
同	縣遠賀郡 中鶴、大辻、高松、大隈、高江ノ各炭礦						
同	縣飯塚市 芳雄炭礦						

同 縣田川郡	木原川崎、豊州、池尻、横島、位登、新平和、糸飛	一三・三〇〇	一一・二〇〇	一一・二〇〇
同 縣鞍手郡	新勝田、眞岡、大峯五坑、各炭礦	一三・三〇〇	一一・二〇〇	一一・二〇〇
同 縣嘉穂郡	木屋瀬、山浦、各炭礦	一三・三〇〇	一一・二〇〇	一一・二〇〇
同 縣遠賀郡	筑紫、大和、相田、木城、天道、寶満、頼田、佐與	一三・三〇〇	一一・二〇〇	一一・二〇〇
同 縣飯塚市	筑前、宮能、中屋、各炭礦	一三・三〇〇	一一・二〇〇	一一・二〇〇
同 縣田川郡	岩崎、埴生、深坂、海老津、戸切、別府、各炭礦	一三・三〇〇	一一・二〇〇	一一・二〇〇
同 縣田川郡	岡ノ浦炭礦	一三・三〇〇	一一・二〇〇	一一・二〇〇
同 縣田川郡	上添田、榎田、各炭礦	一三・三〇〇	一一・二〇〇	一一・二〇〇
同 縣田川郡	三仲、小林本洞、各炭礦	一三・三〇〇	一一・二〇〇	一一・二〇〇
同 縣嘉穂郡	昭和、上山、山田、昭嘉、寶邊、目尾、本大城、芳	一三・三〇〇	一一・二〇〇	一一・二〇〇
同 縣嘉穂郡	ノ谷、鎮西、大定、大黒、第一山野、新山野、新潤	一三・三〇〇	一一・二〇〇	一一・二〇〇
同 縣遠賀郡	野ノ各炭礦	一三・三〇〇	一一・二〇〇	一一・二〇〇
同 縣直方市	新高江、本山部、新山部、各炭礦	一三・三〇〇	一一・二〇〇	一一・二〇〇
同 縣鞍手郡	西川村	一三・三〇〇	一一・二〇〇	一一・二〇〇
同 縣田川郡	前掲各炭礦及方城、豊國三井田川ノ各炭礦ヲ除ク	一三・三〇〇	一一・二〇〇	一一・二〇〇
同 縣鞍手郡	前掲各炭礦ヲ除ク	一三・三〇〇	一一・二〇〇	一一・二〇〇
同 縣嘉穂郡	前掲各炭礦ヲ除ク	一三・三〇〇	一一・二〇〇	一一・二〇〇
同 縣遠賀郡	前掲各炭礦ヲ除ク	一三・三〇〇	一一・二〇〇	一一・二〇〇
同 縣糟屋郡	糟屋、龜山、龜山二坑、龜山三坑、敷島、勝田、篠	一三・三〇〇	一一・二〇〇	一一・二〇〇
同 縣同 郡	栗、宮野、上篠栗、新觀音、新高、西戸崎、須惠ノ	一三・三〇〇	一一・二〇〇	一一・二〇〇
同 縣同 郡	各炭礦	一三・三〇〇	一一・二〇〇	一一・二〇〇
同 縣同 郡	前掲各炭礦及海軍新原、高田ノ各炭礦ヲ除ク	一三・三〇〇	一一・二〇〇	一一・二〇〇
同 縣筑紫郡	早良炭礦ヲ除ク	一三・三〇〇	一一・二〇〇	一一・二〇〇
同 縣福岡市	入野村ニ在ル各炭礦及岩屋炭礦ヲ除ク	一三・三〇〇	一一・二〇〇	一一・二〇〇
同 縣東松浦郡	佐賀縣東松浦郡	一三・三〇〇	一一・二〇〇	一一・二〇〇
同 縣小城郡	同 縣小城郡	一三・三〇〇	一一・二〇〇	一一・二〇〇

炭坑々内瓦斯の化學的理論の摘要

互助會石炭株式會社
分析所 町田 隆 介

緒 言

最近炭坑々内爆發、火災、中毒等の災害頻發する折柄炭坑々内瓦斯の化學的理論を把握し理解して災害を未然に防止し以て石炭資源の増産を計ることは刻下緊要の事なり。左記は産業報國の一階に勇往邁進されつゝある各位の既に承知せられたる事なれど御參考の一助とならば當所編輯者の幸甚至極なり。

瓦斯爆發に就て

坑内瓦斯の成分は酸素、窒素、炭酸瓦斯、一酸化炭素、水素、水蒸氣、硫化水素及メタンを主とする炭化水素瓦斯にして爆發を誘因する所のは主としてメタン瓦斯なり。此の中水素炭酸瓦斯及酸化炭素に就て述べ。主として爆發瓦斯としてメタン瓦斯に就て説明す。

A 水素 H

(一) 總ての物質中最小の比重を有するものにして、〇、〇六九空氣の約十五分の一なり。無色無味無臭の可燃性瓦斯にして空氣と混合するときは爆發瓦斯を作る。或る種の爆發坑内火災の時等生ずるものにして一般に坑内には其の極めて少なし。

(二) 爆發程度空氣中に、%のHを含む時は爆發を起し、%のHの時最強烈なり。

(三) 生命に及ぼす影響 酸素の如く呼吸に對し何等害なし

B 一酸化炭素 CO

(一) 性質 炭素と酸素の化合物なり比重〇・七二にして青色の焰を發する可燃性瓦斯なり、空氣と混合する時は爆發瓦斯を作る、無色無味無臭の極めて有害なる瓦斯なり、坑内火災或る種の爆發自然發火の時等に不完全酸化の爲に生じ不安定瓦斯にして多くは炭酸瓦斯と化するものなり。

(二) 爆發程度 空氣中に15% CO が存在する時は爆發を起し32%の時最も強烈なり、然れ共15—25%の CO が坑内に存する事は有り得べからざる事なり

(三) 生命に及ぼす影響 人体の血液に入り赤血球人のヘモグロビンと結合して酸化炭素ヘモグロビンを形成する他方赤血球素吸着力を減少し酸素の缺乏を來らしむるものなり、空氣に〇、一%を含む時は二三時間の後に人事不省となり〇、二%を含む時は一—三時間半にて倒れ直ちに新鮮なる空氣の場所に出さざれば死するものなり

〇、四—〇、五%の時は半時間にて倒る、無害の最大度としては〇、〇五%なり、中毒症狀は瓦斯濃厚なる場合は一瞬時にして失神状態に陥り痙攣性、喘息性呼吸震盪を現す、前驅症狀としては頸部部の壓迫感心悸心窩部の疼痛及下肢の脱力状態此の下肢の脱力は最も特異であつて膝關節がねけたる如く全く運動不能に陥る。

C 炭酸ガス CO_2

(一) 性質 炭素と酸素の化合物にして俗に窒息瓦斯と稱す無色無臭水に良く溶解し天然水中に存す、比重一、五にして空氣の下部に沈積す、人の呼吸作用アセチレン油、爆發の燃焼、動植物の腐敗、石炭の緩慢なる酸化作用によつて發生し又自然發火、坑内火災メタン又は炭塵の爆發等によつて生ず、一般空氣中には〇、〇四%を含み坑内にては最高一%を過ぎざるを普通とす。

(二) 生命に及ぼす影響、炭酸瓦斯は一酸化炭素の如く有害なるものには非ざるも多量に存在する時は有害となる人の肺臓中には平均五、六%の炭酸瓦斯存在す、故に炭酸瓦斯を多量に含む空氣を呼吸すれば肺臓内の瓦斯の割合を一定ならしめんとして呼吸が深くなる、五%となれば呼吸は頻繁となり八乃至一〇%は喘息頭痛起り危険なり、其れ以上となれば麻酔作用を呈し窒息す二、五%以上になれば數分間に斃る。

(三) 燃焼に及ぼす作用 三%にて燃焼を書し15%にて燈火を消滅す、但し鈍くなるのは普通炭酸瓦斯の存在に依るよりも酸素の缺乏の爲なり、然れ共酸素が少く窒素が増加するよりも炭酸瓦斯の増加する方が影響大なり又 CO_2 はメタン爆發の最低限度を上げると云ふ事よりも最高限度を下ぐるに役立つものなり。

D メタン瓦斯 CH_4

(一) 性質 炭素と水素の化合物にして CH_4 なる化學式を有す、比重〇、五五にして空氣の約半分の重さなり、無色無味無臭の氣體なれ共坑内にては一種の香氣を有するものなり是れは他の混合物の爲なり、一名沼瓦斯と稱し無毒可燃性にして青色を帯びた光なき火焰を生じて燃焼す。

(二) メタン瓦斯の生成及存在 メタンは植物の空氣なき場

所に於ける自然に炭化作用を受けたものにして即ち植物中の水素と炭素との結合によりて成るものなり、其の存在の状態は場所に依りては異り炭層の上層にして充分の厚さを有し且つ組織緻密なる時は炭層中に或は其の上層に壓縮せられて殘留するも之に反して炭層の上層にして水及瓦斯を透過せしむる性質のものなる時は多くは放散して炭層中に瓦斯少きに至るものなり、同一炭層にありても其の上層の性質如何により瓦斯の發生する部分とせざる部分とありて異なるものなり、炭層近傍の岩石多孔質なる時は多くの瓦斯を含む事あり、一般に瓦斯は斷層空洞を有する裂罅破碎したる岩層中に於ても發見せらるゝものなるが瓦斯は地層を横斷して逸出する機會少く其の成層の方向に沿ふて上方に集合せるを以て若し炭層の露頭地下にある時は瓦斯の發散少く従つて其の炭層中に瓦斯を含む事多し之は要するに地表の炭層露頭附近にありては瓦斯は容易に發散し其の存在を認めざるも其の坑内の深くなるに従ひ存在の量益々なるを普通とす

(三) 人体に及ぼす影響 メタン瓦斯は普通人体には影響少

く其の量五、〇%位になれば窒息すと云へるも酸素の缺乏の爲なり又メタン瓦斯が見えると云ふ事は輕きを以て天井に集積す、而して燈火の光線は異りたる空氣層を通過する時に異なる方向に反射するものなるが故にクモの巢の外見に酷似せりと云ふ

E 瓦斯の出る状態

(一) 噴出する此の瓦斯は高壓で存在し漸時推進に従つて炭壁との平衡を破つて猛烈な勢ひで始末に負へない程の瓦斯を噴き出し窒息せしむる様な事があり之は地層の採まれた場合或は地表より二千尺以上の深さになつた様な場合にも來ると云はれ概ね多量の粉炭を伴ひ逃るゝ暇なく埋まる事がある、此の状態を突出と稱する、之れを防ぐには何所でも先進鑿孔をして居る様な北海道炭田或は撫順炭坑では度々起つた様な事も九州地方では先年三井四ツ山炭坑以外には其の例なかりしも最近三井田川三坑内に突出あり數名の粉炭埋没者を出し之を掘り出さんとして居る内に附近一帯に充滿した瓦斯が爆發して大慘事を惹起した事は餘りに耳新しき事なり。

(二) 噴出時に粉炭も伴はず出方も突出程ではないが岩石を不問裂け目等から丁度壓搾空氣を吹き出す様に長時間に溢つて噴き出すものなり。以前某礦が左令延礦道を掘進中に瓦斯噴出し作業出來ざるが故に其の上に箱を覆ひ之れよりパイプを連結して直接排氣坑道へ導き作業を続けし事があり。

(三) 泄出、突出、噴出の外は全部泄出と云ひ得るもので之は毎日自然に連續的に而も徐々に石炭面、岩石面から出るもので壁や磐に水氣がある時は音を出す。

F メタン瓦斯の爆發度

三%を含む時は炭塵あれば爆發を起し三%以下にても炭塵あれば爆發を起す場合あり、又炭塵なくとも六%なれば爆發を起し九%に達すれば甚だしき爆發性を帯ぶるに至る。一四%に至れば容易に引火するも殆んど爆發せず三三%に達すれば燈火を消滅し四三%に至れば酸素と同じ作用を呈し人畜を窒息せしむ(酸素の缺乏に依る)

G 爆發の温度、壓力、体積及速度

爆發の温度は最高の時攝氏二六五〇度(七、五%含む量

の時)にして最低は攝氏一五〇〇度なり(最高最低含有量の時)而して爆發の際は温度上昇の爲始め膨脹して体積を十倍以上となり次に冷却作用を受けて收縮を起す事となり壓力は普通坑内に於ては五十封度毎平方吋位なる可し、爆發の傳播する速度は始發の時より後程速度を増加するものにして先づ一瞬時に坑内に擴るものと思ふべし。

H メタン瓦斯の點火温度

瓦斯が其の温度に保たれる時間により異なるも普通攝氏六五〇度とす、即ち温度低くとも相當の時間を要すれば瞬間的なるも温度高ければ爆發す、又壓力の低い程爆發性少く即ち點火温度を上昇せしめる傾向あり。

I メタン瓦斯の爆發の原因事項

(一) 煙草及マッチ、(二)安全燈の開放、(三)瓦斯がないと思つて裸火を使用せしため(四)安全燈の缺損と不注意の取扱(五)爆薬物及導火線(六)自然發火(七)電火

J 瓦斯爆發を未然に防ぐ方法

上記の原因を取り除く様に努力する外

(一) 瓦斯の檢定を勵行する事

(二) 坑内何れの部分に於ても通氣を良くする事、排氣中に〇、五%以上あれば空氣量不足、〇、五%以下にても切羽には氣流不足すと知るべし、各切羽作業開始前に其の有無を調査し若し瓦斯の量一、五%以上ある場合は發破を禁止し二%以上を有する所は坑夫の作業を中止せしむる事

(三) 昇り切羽には注意する事

(四) 少し變に思つた時には直ちに調査する事

(五) 作業禁止個所には完全なる通行遮断をする事

(六) 安全爆薬を以て電氣發破をなす事

(七) 照管用として安全電燈を使用する事

(八) 切羽に於て使用する截炭、鑿岩、其他の機械には電動機並に電燈の接続及スキツチ等に安全なるものを使用する事

(九) 採掘法に注意し瓦斯の蓄積する様を採掘をなさぬ事

(一〇) 通風設備を大切に門を開放せぬ事

(一一) 切羽に石炭を掘り留め風道に堅き枕木等を投込んで通風を妨害せぬ事

(一二) 爆發瓦斯は高い所に留り易いから安全燈は成るべく低き所に置く事

(一三) 古洞に貫通する場合は瓦斯の出る恐れがあるから注意する事坑内従業員自身常に充分注意を拂ひ災害を未然に防ぐべく心掛くべし。

以上

鑛山用資材代用品調査

戦時體制下に於ける物資動員計畫の擴大強化に伴ふ各種鑛業資材の使用制限又は禁止等に依り代用品の供給に俟たねばならぬもの尠からず、之が知識の普及並に使用の徹底を計るは寔に喫緊の要務である。

左記は日本鑛山協會に於て會員各鑛山に就き代用品として使用成績良好なるものを調査し輯録したものである。希くは以て参考の資とされ國策に順應されんことを切望する次第である。

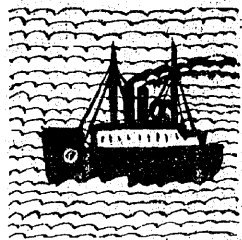
福岡地方

従来用品	代用品	用途	製造納入所	調査鑛山	價格		備考
					單位	金額	
鐵管製電線管 又ハ電線管	ファイバー製 コンザット	耐酸性ヲ必要トス ル工場	東京電氣株式會社	佐賀關製鍊所			
鑄鐵管	フューム管		日本フューム管株式會社	同			
同	エタニットパイプ		同	同			
屋根葺鐵板	淺野スレート		同	同			
コムパツキング 牛皮パツキング	ワットファイバー パツキング		日本アスベスト 會社	同			
鉛フューズ	アルミニウム フューズ		内田電氣商會	同	1,000枚	50-30圓	

砲金製 コック中子	木製 中子	中子ヲ木製ノ代用	自家用	山手野		100圓	安尾鑛等ニ依ル 泥尾鑛等ニ依ル 磨滅少シ 藥液ノ浸蝕少シ 材料豊富
鐵製鐵火栓 パカイ	古物ヲ修理使用			阿久根			
鐵製鐵火栓 パカイ	木製消火栓カバー	古パイプ(使用ニ 耐ヘサルモノ) コンクリート充填		三井田川			
鑄鐵又ハ屑鐵重	コンクリート充填			同			
鐵金網	竹製ベルトカバー			同			
鐵	竹製エンドボックス		試作	同			
鐵板	竹製コンベヤート ラフ		同	同			
鐵製	竹ノール	建具用		同			
鐵線	竹筋コンクリート	外柵コンクリート 柱ノ縦ノ鐵筋ヲ改 ム	下水樋、井戸側 中等ニモ混用研究	同			
鐵製	硝子製戸車			同			
鉛	練製片ワシヤ	風化セセル、セメ ントヲ水硝子ニテ 練リ合セテ製作		同			
鉛	木製片ワシヤ	クレオソート油ニ 硫黄ヲ加ヘ温度攝 氏一〇度乃至一 二〇度ノ間ニ保チ	試作	同			

札幌地方

従来製品	代用品	用途	製造入所	調査鑛山	價格		備考
					單位	金額	
鐵製ローラー	木製ローラー	ベルトコンベアー用	三菱美唄鑛業所	三菱美唄	一個	二〇〇圓	
銅製脚線	鐵線	電氣雷管	日本火藥製造所(鳥居印)		六尺モノ一本	〇・五七圓	
同	同	同	唐津火工品製作所(宮島印)		六尺モノ一本	〇・〇三圓	
銅製被覆線	鐵製被覆線	電氣發破	札幌市電氣工業株式會社		五尺モノ一本	〇・五五圓	
同	同	同	同		一米	〇・五三圓	
鉛管	エタニットパイプ	水道用給水パイプ	小樽市清水商會社	幌別	經米	五・九六圓	
鑄鋼耐火構造物	耐火煉瓦	乾燥爐用	釧路區丸ノ内二品川白煉瓦株式會社	俱知安			
S&F六二〇五、ボールベアリング	N・T・N A—二五ボールベアリング	ベルトコングエヤードローラー用	東洋ベアリング製造株式會社	釧路鑛業所		三・八五圓	
銅脚線付電氣雷管	鐵脚線付電氣雷管	探礦用	株式會社三田商店			〇・六圓	
ローハイドピニオン	シルクピニオン	エンジン用	株式會社本多商店			三〇・八圓	



石炭船運賃

口、近海

近海は依然荷動き旺盛で人氣は漸次硬化の傾向にある本年度の荷動きは昨年を凌駕する大量を豫想せらるる故本年初頭に於て行はれた悲觀的觀測は最近に於ては逆に樂觀的となり船主の態度益々強硬となりつゝあり。

ハ、石炭

石炭の出廻りは時節柄好調を呈し船腹の需要も旺盛である。運賃も標準率が勵行され大口商談は荷主側の言値では備船料高に依る船腹手當の困難を主張する船主側との間に新規は余り具体化を見るに至らない。最近の成約運賃は若松より

仕向地	今月中旬	前月中旬
京濱	四八〇	四八〇
川崎	五五〇	五三〇
伊勢灣	四三〇	四三〇
大阪川入	三三〇	三四〇
敦賀	四八〇	四八〇
仁川	五五〇	四三〇

(三月十四日迄の海運特報に據る)

一、汽船運賃

イ、遠洋

倫敦市況は印度方面が比較的手堅い外大体に伸力なく保合の商状である。船腹の過剩は運賃を抑制し局面の打開は容易でなく前途は依然弱氣である。大連—歐洲の大豆運賃は辛くも二十五志を維持してゐる。本邦中心の各航路も爲替の許可を受けたるスクラップ鹽等の大量輸送が行はれんとしてゐるが本邦船の割高運賃では如何とも配船する能はず採算上外國船の備船を以て之に充てんとしてゐる。

二、帆船運賃

帆船運賃は石炭の不需要期に向ひ漸次に下向き氣配となり三月運賃は二月と同額である。四月以降は例年と同じく多少の下落を豫想せらる。

三月若松港協定運賃表

福岡縣若松回漕商業組合

(單位一噸ニ付)

仕向地	運賃	前年同期	仕向地	運賃	前年同期
和歌山縣			由良	四、〇八	三、五九
大阪府			和歌山	四、六八	三、八〇
樽井	四、五三	三、七六	吉見	四、五三	三、七六
佐野	四、五三	三、七六	岸和田	四、六八	三、八〇
堺	三、八三	三、三三	大阪	三、七〇	三、三三
兵庫縣					

尼ヶ崎	三、七〇	三、三三	西ノ宮	三、七〇	三、三三
神戶	三、六八	三、三三	洲本	三、六八	三、三三
明石	三、六八	三、三三	江井ヶ島	三、六八	三、三三
二見	三、六八	三、三三	別府	三、六八	三、三三
高砂	三、六八	三、三三	會根	三、六八	三、三三
木場	三、六八	三、三三	飾磨	三、六八	三、三三
網干	三、六八	三、三三	那波	三、六八	三、三三
相生	三、六八	三、三三	赤穂	三、六八	三、三三

岡山縣			牛窓	三、五九	三、二二
片上	三、五九	三、二二	岡山	三、五九	三、二二
鹿忍	三、五九	三、二二	宮ノ浦	三、五九	三、二二
岡山川入	三、五九	三、二二	小野	三、五九	三、二二
幸西	三、五九	三、二二	宇野	三、五九	三、二二
彦崎	三、五九	三、二二	日比	三、五九	三、二二
玉島	三、五九	三、二二	味野	三、五九	三、二二
田ノ口	三、五九	三、二二	笠岡	三、五九	三、二二
玉島	三、五九	三、二二			
廣島縣			福山川入	三、三三	三、〇〇
福山	三、〇七	二、七〇	因ノ島	三、〇七	二、七〇
鞆ノ道	三、〇七	二、七〇	糸崎	三、〇七	二、七〇
尾ノ道	三、〇七	二、七〇	竹原	三、〇七	二、七〇
三原	三、〇七	二、七〇			

宇和島 三、〇八 二、七一 八幡濱 三、〇八 二、七一

備考

- 一、各地行共二五〇噸以上ハ上記運賃ヨリ噸二錢引キノ事
- 二、各地行共陸下ゲ瀬取ハ上記運賃ヨリ噸三錢引ノ事
- 三、大阪行ニシテ荷揚ゲノ際節分スルモノハ上記運賃ヨリ噸三錢増シノ事
- 四、補助帆船並ニ發動機船積雜貨運賃率ハ本表ノ(一)割増シノ事
- 五、指定仕向先ヲ荷主ノ都合ニ依リ變更シ又ハ二港以上ノ積揚ゲニナリタル時ハ相當ノ割増シヲ申受ケル事
(重量嵩物ハ其都度協定スル事)
但シ一港ニテモ二ヶ所以上積揚ゲニナル時モ同ジ
(運賃ハ歩合ニテ上下二月分ト同ジ)

山口縣			阿賀	二、七六	二、三三	吳	二、七六	二、三三
岩國	二、四七	二、一〇	廣島(川入)	二、五三	二、一〇	宇品	二、五三	二、一〇
三田尻	二、四七	二、一〇	今津川入	二、五三	二、一〇			
徳島縣			徳島	三、八四	三、三七	小松島	三、七〇	三、三三
撫養	三、七〇	三、三三						
香川縣			小豆島	三、二七	二、九〇	高松	三、二七	二、九〇
丸龜	三、〇八	二、七一	坂出	三、〇八	二、七一	多度津	三、〇八	二、七一
觀音寺	三、〇八	二、七一						
愛媛縣			川ノ江	三、二五	二、八八	西條	三、二五	二、八八
新居濱	三、二五	二、八八	今治	三、二五	二、八八	菊間	三、二五	二、八八
堀江	三、二五	二、八八	三津濱	三、二五	二、八八	長濱	三、二五	二、八八

昭和の需要推定

五千四、五百萬噸

増産強行の他なし

二十七日石炭聯合會では東京丸ノ内工業俱樂部事務所において本年の産炭問題を決定すべく第二回増産委員會を開き各社から出炭豫定數量の提示を求め慎重審議せる結果新産の積極的開發も豫想され新年度の出炭推定高は前年度の實績よりも相當の増加といふ數字が現れた、しかし人的、物的資材の不足に今年物の物動計畫の方面もいまだ判然とせぬ關係がら舊産はさかく新産は果して豫期の數量を出炭し得るか疑問の存するところであり、現に昨年のごとき新産の出炭高は豫定の半數にも満たなかつた實情であるため新産に對する不安が除去されずこの點聯合會側でも多大の悩みにさられてゐる、加ふるに昭和石炭の新年度需要推定高は目下再検討中にて正式決定を見るに

いたつてゐない關係で最後の決定の運びにいたらなかつたが

大體昭和石炭の推定需要高は無煙炭山元消費を含めて五千四、五百萬噸を豫想されしかも滿鮮支台、樺太などの外地輸移入炭が昨年の實績四百萬噸以上を期待し得ぬので聯合會としては萬難を排して増産を強行し、以て需給の圓滑を期するの餘儀なきに至つた

石炭増産の痛

資材不足状況

石炭増産計畫遂行上大問題となつてゐる人的、物的資材の不足状態につき最近の調査を示せば左の通りである

▲人的資材不足状況(單位一人)

月割	充足人員	内充足し得た人員
十一月	一六〇〇〇	三、五〇〇
十二月	一五、五〇〇	五、〇〇〇

▲募集徑路(單位百人)

月割	募集	紹介所	其他	合計
十一月	一七	三	廿	一元
十二月	一七	一四	六	一三

右表に徴すれば毎月充足すべき勞務者はほぼ募集されるのであるが一方において炭礦勞務が過激なるため退職するもの多く結局第一表のごとき不足状態となつて現はれるものである、また物的關係では坑内の支柱用レール、中空鐵などがほとんど輸入品であり、中型軌條および鑄鐵管、通氣管などのパイプ類をはじめ鑛夫の社宅用亜鉛引鐵板などがこれまた強固なる統制下にある關係から容易に入手することが出来ないのがある

石炭資材対策

全國官民懇談會

生産力擴充とともに、石炭の需要は彌が上にも急増しつゝあるにんがみ、石炭聯合會にあつては増産に全能力を傾倒してゐるにもかかはらずこれが操作に必要な資材ならびに勞務者の不足によつて豫定の増産計畫遂行上大の障礙を來しつつあるので同會では取敢へず三月中旬全國各炭礦會社の勞務および調度擔當者を招集し、關係當

局からも出席を求めて物的、人的資材の實情を説明、隔意なき意見の交換を行ひ何等かの對策を講ずることになつた。(大朝)

日鐵不足炭

北海道から一部を供給

八幡製鐵所十四年度の石炭需要量は五百萬噸を優に突破するものと見られてゐるがこれが需給について本社を通じて各方面と折衝中であり昨年度より需要増加分(約百萬噸)については二瀬鑛業所の増産はもとより鑛業會互助會系炭山の増産を期待してゐると共に一分不足手當分については本年度は特に北海道夕張、大夕張、砂川炭約三、四十萬噸の供給を仰ぐものと見られてゐる(日本鑛業)

鑛山用鐵鋼不足

福鑛局樂觀

切符制度の缺陷を見る

増産計畫途上の鑛山に於いて消費の抑制と配給統制の強化による鐵鋼飢饉は最近益々その深度を加へつつあり各鑛山でも夫々こ

れが需給難緩和の陳情を當局に對し行ひつ

つあるがこれに對し福岡鑛山監督局では配給切符制度の技術上の缺陷により材料の偏在を來し一部には必需鐵鋼の不足により増産計畫に支障を來してゐる向もあるが全體的には勿論潤澤ではないが事變下に要求される必須分量の生産にはさして苦痛を感じない程度に必需鐵鋼の配給が行はれてゐる(日本鑛業)

日産遠賀鑛業所

鑛業報國會結成

事業一家の實を擧げ生活刷新會も亦組織

福岡縣遠賀郡水谷村日産遠賀鑛業所では、既報の如く去る二月十一日の紀元節をトシ同地頃末小學校校庭に於て、勞資一體、事業一家の實を擧ぐべく、盛大なる鑛業報國會の結成式を舉行した、この日寒風凜烈、折柄の悪天候は遂に雨さへ降り出したが、自己の職業に對して矜持を保持し、只管鑛業報國會に専心する全従業員代表者二千餘名は襟を正して整列

定刻午前十時廿分一同敬禮、山口幹事長

まづ起つて開會を宣し鑛業報國會結成に到る經過報告を行へば、代つて吉田幹事綱領を朗讀、次いで興稻會長壇上に登り吉田幹事は各種團體より選ばれた報國會役員の名前を讀みあげ、山口幹事長役員一同を代表して會長より辭令を受け、興稻會長はモーニングの襟にしたる雨を物ともせず、熱誠溢るる訓示を行ひ、次に神田宇一郎君従業員を代表して力強い決意を述べ、終つて一同聲を揃へて鑛業報國會の萬歳を三唱

續いて會場を講堂に移し、多忙中わざわざ臨席された福岡鑛山監督局榎本鑛政課長の祝辭があつて、こゝに全行事を無事終了尙當日は折尾警察署長代理、水谷村長外地元有志等多數、この光榮ある日を欣んで臨席された。

鑛業報國會の

經過 報告

我が國は未曾有の歴史的轉換期に際會し、國家内外の情勢は眞に重大を極め、日本國民たるの使命は容易ならざるものがありま

斯る非常の難局に當りては舉國一體國家總

力を擧げて、之が措置に遺憾なきを期すべ
きであるは勿論之が萬全の方策を講ずるこ
とは刻下の急務であります。

ここに福岡礦山監督局は昭和十二年十二月
全國に率先して礦業報國運動を提唱し、管
下廿餘萬の礦山經營者、從業員に呼びかけ
爾來多數の同僚を第一線に送り、且又重要
資材に非常なる缺乏を訴へつつも、逐次待
遇、施設の改善、能率の増進は實現せられ
克く本運動の使命は達成されつつありまし
た。

時恰も財団法人協同會は時局對策委員會を
設置し、戦時戦後の重要對策の一として産
業道の確立並に宣揚に關する諸方策を決議
して政府に建議し、昨年七月廿日官民朝野
協力のもとに産業報國聯盟を創立し、全日
本産業人に對し、産業報國の精神を普及徹
底すると共に各地方長官を通じて極力之が組
織化を勸奨して参りました。

茲に於て遂に礦業報國運動に欣然参加、大
いに非常時礦業人の使命達成に協力して参
りました、我が遠賀礦業所は福岡礦山監督
局指導の下に、鋭意之が立案中の處、本日
紀元の佳節に當り我が遠賀礦業所を護る所

長以下、六千有餘の從業員總意の下に、目
出度く發會の運びとなりたる次第でありま
す。

從業員代表の 決意表示

皇紀二千五百九十九年紀元の佳節を卜し、
福岡礦山監督局長代理の御來臨を忝くし興
梔所長を始め礦業所職員と共に我等全從業
員參集し、茲に日産遠賀礦業所礦業報國會
の發會を見ました事は、礦業人の限りなき
喜びでありますと共に、日支事變の新段階
に於て、東亞新秩序建設のため諸産業の振
興が如何に我が國にとつて重大であるかは
國民の齊しく知るところであります

この産業人の國家的使命を認識し、益々
礦業報國の實を擧げますことこそ、我等
が皇室に奉公する所以であります、礦業
報國會は資本、經營、勤勞、三者の隔意
なき意志の疎通により舉破一致、この國
家的使命を達成せんとするものでありま
す

我等六千の全從業員は今日この感激を胸に
一路礦業報國に邁進せんことを誓ふもので
あります

日産遠賀礦業所 從業員代表 神田宇一郎

日産遠賀礦業所 生活刷新會

日産遠賀礦業所では、物心両面に於ける銚
後生活の全面的刷新を斷行し、以て銚後礦
業戦士たるの矜持を把握すると共に、國家
總動員運動の一助たらしめんがため、この
程所長以下社員、勞務員及びその家族が一
體となり、銚後生活刷新會を組織、目的の
貫徹に邁進することになつたが、實施要目
は大體次の通りで、仔細な點は各支部で
れん定められてゐる

▲生活の刷新

- 一、作業前又は集合の際宮城通拜を行ふこと
- 二、規律並に時間の嚴守
- 三、整理、整頓
- 四、出稼の督勵
- 五、豫定による作業と事務
- 六、少くとも毎月一回以上生活刷新の目的の爲に、會長又は支部長以上の役員又は外部より適當なる人を招聘して講演會をなすこと

等で會社側でもそれ／＼目的遂行の爲施設
考究中である

貯蓄調査

日産遠賀礦業所では從業員の事變下生活刷
新の一助として、この程から社員以下全從
業員の會社貯蓄金郵便貯蓄、保險、國債及び
貯蓄債券、其他の貯蓄總額を調査中である
が、之が調査終了と共に、又新しい生活
指導が行はれるものと期待されてゐる
(勞友新聞)

粕谷炭田の増産に 臨港鐵道建設促進

國策に對應して福岡縣粕谷炭田の大手筋明
治礦業、三菱礦業、東邦炭礦等をはじめ殆
んど全面的に大増産計畫を確立してゐるの
でこれが輸送機關として懸案の博多築港臨
港鐵道の實施がいよいよ急務となり右大手
筋代表は福岡市當局に對し十五年中に全部
完成されるやう陳情するところあつたが、
福岡市でも目下本格的の準備を進め近く築
港委員會を開いて具體案を確定することに
なつてゐる、大體現在の博多築港の石炭輸

自製口錢切下げか

合同石炭對策協議

送能力は最大年間五十萬トンなので粕谷炭
田の増産計畫に對應して中央埠頭の東側岸
壁を使用させる方針で今秋十月頃までに同
施設を完成する豫定である
しかして臨港鐵道の豫定線としては吉塚
より箱崎濱を經由して博多築港へ出る延
長四キロのものが最も適當視されてゐる
(日本礦業)

若松合同石炭會社では全國石炭仲買商統制
組合聯合會議に上京中の萩本專務が九日朝
歸着したので、同日午後一時から對策委員
會に、同七時から重役會に、聯合會の経過
を報告のうへ更に今後の同社方針につき對
策を協議した

聯合會では各地仲買業者が統制組合を結
成し、統制案を商工省に提出し來る二十
一日東京にて同聯合會を再開することに
なつたが、商工省ではそれまでに審議の
うへ最後の認可乃至は指示をする模様で
聯合會で自肅決定してゐる間口錢切下げ

七、貯蓄獎勵家庭聯絡の一助として獨身
勞務者の收入を、両親又は保護者に
直營合宿舎監名を以て報告すること

八、豫算生活の實踐

九、慶弔の場合の贈答の節減合理化、
儀禮の刷新

十、節酒、節煙並に未成年者の禁酒、禁
煙

十一、實際の爲の飲食若しくは贈答を差
控へること

十二、七分搗米常食の勵行

▲物資の節約

一、事業品の節約

二、機械器具、事業用品其他一切の物資
の手入れの徹底、取扱ひの注意

三、廢品の回收並に廢物利用

四、代用品の使用と慣行

五、古服、古器具は再生を行ひ之を活用
すること

六、物品の買溜をせぬこと

▲貯蓄の實行

一、天引貯金の實行

二、國債、貯蓄債券の購入

三、種々の申合貯金の實施

の程度で承認されるが問題で、多分自
制口銭より辛く切下げられはせぬかとも
られてゐる

商工省の統制の主なる眼目としては第一問
屋から需要者に渡るまでの口銭を統一して
問屋所在地需要家へ渡る石炭値段の高騰を
抑制するもので、現在若松合同石炭では七
分は各地自製の問屋口銭をそれぞれ取つ
てゐるが、統制の結果は第一問屋から各地
問屋を通じて一本一定額の口銭が設けられ
るもので、各地業者は営業費、諸掛費を表
示し運賃を加へ残る定額の口銭を取引問屋
間で聯絡協定歩分けさなるもので、これの
歩分け協定など細目にわたる決定までは相
當面倒さされてゐる

本年度樺太移出高

樺太島における十三年度中南樺太炭の内地
移出は増産計畫の進捗と輸送機關の圓滑化
の爲甚しき好調をたどり一月以降十月に至
る移出高累計百七十四萬一千八百六十一
にして前年同期に比し七十五萬一千九百
七割七分の激増を示した、而してこれが一
月から十月に至る積出し港別及移出高は次

の如し(單位噸)

安別	一四六、九八二
知内	三七、四五五
沃内	一、〇六〇
立岩	五、六五〇
名好	九七、七〇八
諸津	三八、四八〇
雄武洞	六〇八、六二四
惠須取	三二二、二四二
天內	九九、六三八
珍内	三一、二八一
小田洲	六三、〇七五
眞岡	三一、五二二
本斗	四〇、一〇七
大泊	九、四二五
彌滿	六一、五九〇
白浦	三一、五八八
保	四〇、六九〇
計	一、七四一、八六一

(日本鑛業)

日滿支炭聯結成

滿洲側から横槍

昭和石炭では商工省の指示に基き日滿支石

炭價引下げ

四月に全面實施

昨年十月の炭價引下げ命令による價格引下

炭聯結成に關する具體案の作成並に各石
炭統制團體との交渉を進めてゐるが、はな
くも日滿兩者側に於いて根本的な意見の相
違が判明し日滿支炭聯盟の活動に疑問が
抱かれるに至つてゐる

昭和石炭としては滿支炭の内地輸入は原則
として内地炭の供給不足を補充する補助的
立場に置き不足數量の補充は滿支炭側にそ
の責任を持たしめ需給調整上の一體性たらし
めんとするに對し滿洲側は聯盟結成によ
つて單に需給調節の安全辦たる責任を負は
されることを不満とし聯盟の活動より根本
的問題に其目標を置き日滿支の石炭生産確
保上の機關として、炭礦用資材の調整並に
技術上の向上發展を行ふことにより日滿支
石炭需給調整を行ふべしとする意向を有し
この意見の對立は石炭聯盟結成上の重大暗
礁を爲すべきものとして注目すべきもの
がある

(九日)

炭鑛熱に罪あり

不屈探掘がぞくぞく

時局下各種工業の原動力たる石炭の需要激
増は高度の増産を要求されて山口縣下に於
ける炭鑛熱は極度に煽られ小炭鑛の續出を
見るに至つて福岡鑛山監督局管内四十四炭
鑛となつてゐるが比較的交通便利の地さか
宇部支所設置後日尙ほ淺きを幸ひ試掘權の
み得たぞくぞくか、或ひは鑛區設定をなした
ぞくぞくか、甚しきに至つては鑛區を發見し
ただけで無届のまゝ探掘を行ふといふ火事
泥的不届者が交通不便な美禰郡ならびに大
津郡、豊浦郡方面に十四、五名もあること
を聞き込んだ宇部支所では、發見次第嚴罰
方針を決定、近く管内一帯を巡視調査する
こととなつた

(大毎)

石炭積込み新記録

上海向け互助會炭五千トンを積んで去る二
十三日午後一時若松港を出港した山下汽船
會社所有汽船武庫丸(六、九八三トシ)は若
松市岡部組の手で同船に去る二十二日午前
十一時から翌二十三日午後零時十分までの

封鎖炭田一部解除

封鎖炭田とは國防上の見地から樺太にお
ける石炭の濫掘を防止し、石炭資源を保護
するため政府が明治四十五年法律第廿三號
(樺太における石炭採掘に關する件)を制定
當時樺太廳所有にかゝる國有炭田を封鎖し
たものを一般に稱へてゐるのである、封鎖
炭田は樺太における炭田の大部分を占めて
ゐるが、埋藏量は廿億トン近くに上るとい
はれる豊富な炭田で大部分褐炭よりなつて
ゐる、前記法律では特別の場合に限つて競
争入札の方法によつて拂下げ得る規定にな
つてをり従來屢々石炭問題の開決上右封鎖
炭田の解放が要望されたが今日まで殆ど全
く拂下げは行はれなかつた

は短期間契約物から次第に行はれ最近漸
く長期物の契約期間満了による引下げが行
はれつつあり四月以降に於ては炭價引下げ
命令は全面的に實施されることになり炭鑛
會社の採算に重大影響を齎さんとしてゐる
即ち四月以降に於いて鐵道、電力、鐵鋼、
瓦斯事業等主要石炭需要者の契約が一齊に
更改され炭價の引下げは全面的に實施され
る

而して最も低廉購買云はれてゐる日本
製鐵方面の炭價に於ても四月以降は趣當
り二十錢方の引下げが行はれ又鐵道方面
に於ては趣六、七十錢の引下げが行はれ
ることになるので昭和會社系の受ける損
失は相當深刻なるものがある、斯くのこ
とく炭價引下げが全国的に行はれるに反
し炭礦用資材、船舶運賃、勞賃其他諸物
價の昂騰による生産費は漸次高まりつゝ、
あり出炭條件が次第に悪化する炭鑛特殊
事情と相俟つて炭鑛會社の採算は漸く悪
化を免れず、これが生産數量に及ぼす影
響は注目し値するものがある (九日)

最近國防上の見地から燃料問題が喧しくなり人造石油事業の確立が急務とされるに至り昨年の第七十三議會において人造石油製造の原料炭供給確保のため封鎖炭田の開放による樺太石炭資源の開発が問題となつたがその後樺太廳及び商工、拓務兩省を中心にして折衝を重ねた結果今第七十四議會に右に關する改正法律案が提案されるに至つたものである、改正法律案は人造石油製造事業を振興し、併せて樺太の拓殖に資するため封鎖炭田の石炭採掘について人造石油事業の許可を受けた會社に限り競争入札の方法によらずその採掘量を定めこれを許可し得ることとしてゐる

封鎖炭田の開発に關して樺太廳では當初半官半民の國策會社を設立してこれに當らせる意向であつたが、財政上その他の事情からこれを取止め國策會社たる帝國燃料興業會社をして當らしむることになり帝燃では右改正法律案の議會通過を俟つて樺太封鎖炭田の開発に乗出すべく目下商工拓務兩省その他關係筋と折衝を進めてゐるが大體帝燃の子會社として資本金四、五千萬圓程度の樺太石炭開發會社を新たに創立するこ

こになる模様である、しかして當初は鐵道引込線の敷設、發電所の新設等で四、五千萬圓の資金で足りるが大規模な開發には相當巨額の資金を要するので帝燃では將來前記子會社を一億五千萬圓見當まで増資し積極的開發を行ふ方針である (福日)

西日本に於ける

鑛業被害地面積

五千餘町歩にのぼる

多年の懸案であつた鑛業賠償及び調停規定を制度化せる鑛業法改正案は遂に今議會に提出、既に委員會附託となり通過は確實視されるに至つたが、之が影響の最も甚大なる西日本即ち全國出炭高の約七割を占むる九州沖繩山口縣の十二年末現在に於ける石炭關係鑛業被害地面積は左の如く甚大な數に上つてゐる(單位反、以下四捨五入)

地	買収一時	毎年	上欄以上	新ニ
	セル	切補	補價	外ノ方
	目	モノ	補價	其他
	田	五、三〇一	〇、〇〇〇	〇、〇〇〇
	畑	一、〇〇〇	〇、〇〇〇	〇、〇〇〇
	池	一、〇〇〇	〇、〇〇〇	〇、〇〇〇
	沼	一、〇〇〇	〇、〇〇〇	〇、〇〇〇
	計	一、〇〇〇	〇、〇〇〇	〇、〇〇〇

宅地	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
山林	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
其他	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
計	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇

【備考】十三年六月末現在の鑛業鑛山に就き福岡鑛山監督局にて調査せるものにして復舊又は増築したるため被害の形跡なきに至りたるものを含まず

なほ賠償要求の時効は本法施行日から三ヶ年以内で鑛業發生地と看做されてから二十ヶ年を経過すれば無効となるので本法が四月一日より施行されるならば大正八年四月一日以前に發生せる鑛業被害地の賠償要求は成立せぬわけである (日本鑛業)

會計年度代りに

山積の重要問題處理

互助會 武内重役等上京

十四年度石炭需給計畫に對し供給不足五百萬噸の増産具體策、石炭仲買商統制に對し若松合同石炭株式會社の販賣改善、臨時所得稅法中炭坑譲渡に關する課税問題、日發會社、鐵道省各納入炭契約等會計年度代りを

日本化成の獨逸技師

三 炭 鑛 視 察

八幡市黒崎日本化成招聘の獨逸技師で近期刊滿了のため歸國するドクター・カープラー氏に先立ち日本の進歩せる鑛業を見學の希望を述べたが上野榮太郎氏の肝煎りで望みが叶へられ十一月九日午前九時から同僚アルベルト・スマツツスン氏及び通譯を同伴日産運賃鑛業所を訪問

上田技師長の案内でコンベア式横坑を見學したがドイツでは堅坑のみで横坑がないところから種々質問を發しながら熱心に視察、貝島大之浦第三、五坑を歴訪、では斜坑五百馬力の捲揚機、土砂充填の實地見學を終へ

鑛山の活動倍加

仙臺在住一年半の成績

中村新福鑛局長

仙臺鑛山監督局長から福岡鑛山監督局長に榮轉した中村幸八氏は静岡縣の出身大正十

前に山積する重要問題處理のため互助會石炭會社の武内重役、木曾重役、風戸主事の一行為他の互助會幹部より一足先きに十一月午後八時三十分下關發の特急富士で上京したが門司驛で武内重役は左の如く語つた

三百萬噸乃至五百萬噸の供給不足は産業擴充の現下重大問題であるが吾々生産業者は最大の努力を拂ひ能率の向上を圖つてゐるこれ以上は政府の資材配給稼働者充足に積極的の對策を講じて貰はねばむつかしい、互助會丈でも計畫通りの増産には五千人の稼働者増員を要する、若松合同石炭株式會社の販賣方法改善は先方より非公式に意見を開陳互助會の延長として互助會令の最善とする方法に従ふこの事であつたから東京で幹部會を開いて決めたと思つてゐる、炭坑譲渡に課税は十三年一月に遡つて適用されることも妥當でないと思ふがそれよりも將來炭坑開發の上に大きな打撃を與へ生産上の脅威となるがこれは議會の委員會でも相當重視されてゐるので運用に當つて相當考慮されることになるので仕ないかと思はれるし、是非斯くあるべく奔走する(九日)

一年東大工學部卒業後商工省屬となり大正十三年事務官に昇進、特許局意匠課長、八幡製鐵務課長、大阪鑛政課長、特許局庶務課長、本省鑛山局鑛山課長などを歴任し昨年六月仙臺鑛山監督局長となり更に今回福岡局長榮轉となつた人で本年四十二歳、仙臺鑛山監督局長時代産金奨励、休眠鑛山開發等に努めた結果稼働行鑛山は就任當時に比し凡そ二倍の多きに達するといふ成績を挙げた手腕家である今回の榮轉に關し中村局長は語る

福岡鑛山監督局は初めてであるが八幡製鐵が官營であつたころ務務課長を二年近くやつてゐたから九州の鑛山には相當詳しいつもりである、また福岡監督局には仙臺に似た佐分利課長を始め可成り顔馴染があるから心強いわけだ、九州には炭鑛が多いため災害や損害賠償などの騒ぎが度々あつて相當うるさい所だと思つてゐるがそれだけ働き甲斐があるわけだ

なほ中村氏は夫人清子さん(三三)との間に二男三女がある (日刊工業)

勞務者生活刷新の爲め

福鎮局で巡回講演

舉國一體、聖戰目的貫徹のために勞務者の生活刷新、産業報國の運動は、工場に鑛山に、至る處に捲き起こされてゐるが九州、沖繩、山口を管下に置く、福岡鑛山監督局では、かゝる時潮に即應して、既報の如く全九州、山口を打つて一丸とする鑛業報國聯盟の結成に努力し來つたが、今回更に鑛業報國方神の昂揚、勞務者生活刷新の爲巡回の講演會及映畫會を開催すべく管下の主要鑛山に其の日程を通過した。

巡回講演日程

鑛山名	月	日
佐賀縣		
大賀	二	二〇
向山	二	二一
岩屋	二	二二
新屋敷	二	二三
長崎縣		
池野	二	二三
松浦	二	二三

鑛山名	月	日
芳之浦	二	二四
新中里	二	二五
江迎	二	二六
鹿田	二	二七
神田	二	二七
矢岳	二	二七
福島	二	二七
鯛之鼻	二	二七
山口縣		
沖之山	三	一
東見初	三	二
本山	三	二
新山	三	三
山陽無煙	三	三
福岡縣		
中鶴	三	四
高松	三	五
新山	三	六
大隈	三	七
岩崎	三	七
大辻	三	八
木屋瀬	三	八
高江	三	一
龜山本坑	三	一
龜山二坑	三	二
勝田	三	三
高田	三	三
三池	三	三
海軍	三	四
早良	三	五
二瀬	三	六
忠隈	三	六
飯塚	三	七
天戸	三	七
崎戸	三	九
高島	三	九
海老津	三	九
鞍手	三	一〇
新目尾	三	一〇
西川	三	一〇
神田	三	一〇
新入	三	一一
大田	三	一一
大浦	三	一二
下田	三	一二
上山	三	一二
大田	三	一三
大峰	三	一四
峰地	三	一四

三井田川	三、一五
豐國	三、一六
方城	三、一六
赤池	三、一七
明治	三、一七
金井星野	三、一八
鯛生星野	三、一八
仁田原	三、一九
大分縣	
佐賀縣	三、二〇
鯛生	三、二一
宮崎縣	
立見	三、二二
板峰	三、二四
鹿兒島縣	
大井	三、二五
布計	三、二六
王之山	三、二六
山々野	三、二七
串木野	三、二七

北海道各炭礦

開發擴張に全力

石炭増産五ヶ年計畫最終年次の北海道出炭

目標千八百八十二万噸達成に努力しつゝ、ある通内炭礦の、本年度出炭數量は千四百二十餘万噸十三、十三年度に比し各二百九十九万噸(二割五分)五百三十二万噸(四割七分)の増加が豫想されてゐるが、本年度以降における各炭礦の新坑開發並に採炭設備擴張の主要なるもの左の通り(單位百噸)

空知礦 産興津坑十四年中一、五三〇、十五年度中二、四〇〇神威第一斜坑十五年度實現日産八

幌内礦 春別坑日産四を十四年に新斜坑開坑で倍増

上歌志内礦 南斜坑十四年度七五〇、十一番斜坑十四年七月から出炭一、八五〇

歌志内礦 通洞第一斜坑十四年度實現出炭九〇〇、同第二斜坑十四年度實現九〇〇、同第四斜坑十四年七月から出炭九〇〇

赤平礦 十五年度三〇〇、十六年度三、〇〇〇、十七年度以降五、〇〇〇

赤間新礦 十七年度實現二十年以降一五、〇〇〇

上赤平礦 十五年度五〇〇、十六年度以降一、五〇〇

奔別礦 新斜坑十四年度實現二〇〇

奈井江礦 十四年度實現二〇〇

砂川礦 第五坑十四年度一四三〇、十五年度二、二八〇、十六年度二、六七〇、十七年度二、八七〇、第六坑十四年中出炭開始六六〇、十五年度五七六十六年度一、二二〇、十七年度二、〇九〇、前部層採炭十四年度中出炭開始日産一〇

芦別礦 十四年度一部出炭十五年度中五、〇〇〇

深野雨龍礦 十四年度二〇〇

新幌内礦 十四年度中完成出炭一、五〇〇

東幌内礦 眞盛坑十四年四月から出炭日産七

平和産業向きの原料炭は引揚げ

戦時生産擴張の進捗に伴ひこれが素材たる石炭特に原料炭の需要は本年に入り夥しき數量に上つてなりこれが對策として政府は昨年原料炭の國家處理を断行したが昭和石炭でも来る四月以降における製鐵業、瓦斯業方面の膨大な需要に對處すべく本年度は平和産業方面において従來使用して來た

原料を引揚げこれに代つて燃料炭を供給することに方針を決定目下關係當局と聯繫してその具體的對策を考究中である

即ち製鐵業その他の要求する原料炭需要額は最近急増を告げてゐるさはいへ原料炭の絶對量は全體として不足してゐるのではなく唯從來平和産業方面に於て單なる燃料として原料炭を使用することにより原料炭飢饉を現出しつゝありこの行解より今回の措置を講ずるに至つたもので問題は原料炭引揚に伴ふ燃料炭の供給を如何にすべきかあり昭和石炭ではこれが供給對策として内地炭業者が増産に全力を傾倒しすでに手一杯となつてゐるにかんがみ結局外地よりの移入および滿洲國ならびに北支よりの移入増加を促進する以外に方法なしとの見解を持してゐるなほ右に關しききに商工省は昭和石炭の要望に基き北支方面に關係者を派し内地向け増産の斡旋に當らしめたが漸次滿洲および外地當局とも折衝を開始する事となる模様である (福日)

昭和十六年度に 石炭は自給自足

八日の衆議院豫算總會において堤康次郎氏の質問に對し青木企畫院總裁より生産力擴充計畫に關し昭和十三年度を基準として十六年度に完成する増産割合等につき説明を試みたが、その中石炭、液燃等に關しては石炭は三割強、石油及びその代用燃料については自動車用の揮發油は天然の分は三割強人造石油は約三十倍、重油は天然分約四割人造約九倍を何れも増加し、又十六年度末において日滿支を通じて石炭も大體自給自足の目的を達し得ると答辯した (大朝)

仲買業者合理的統制

若松合同石炭の協議

石炭をより安く生産者から需要家にどう配給すべきかにつき商工省では仲買業者の合理的統制を圖るべし石炭互助會に諮問を發したが若松合同石炭では右につき五日午前十時から商工會議所で評議員會を開催、仲買業者としての今後の對策につき協議を重ね

れた結果、色々な意見が續出したが何等具體的對策を決定するまでに至らず三、四の二日間東京で開催された全國石炭商同業聯合會出席に上京中の萩本、中島、松原の重役が六日歸若したのでその上で重役評議員會引續き總會を開いた上具體案を決定することとし三時過ぎ散會した

なほ右具體案決定の上は若松互助會側と協議會を開き互助會側では右具體案を携帶して九日頃委員が再度上京の豫定である (日本礦業)

炭聯明年度送炭

四千八百萬噸程度

十四年度に於ける石炭需要は五百萬噸の増を見るものと豫想されてゐるに對し供給量の増加程度は極めて注目されてゐる處であるが石炭聯合會では廿七日正午より東京丸の内日本工業俱樂部に於いて理事會を開催し十四年度全國送炭豫想數量を取纏めた、然し正確なる送炭豫想高の發表は差控へてゐるが十三年度中の増産情況より察し大體四百萬噸増産の四千八百五十萬噸程度

に止まるものとされてゐる、即ち

十三年度全國送炭高は四千四百五十三萬噸で前年に比し三百六十四萬四千噸の増産に止まつてゐるがこれは諸種炭礦用資材の供給不圓滑、勞力の不足等により豫想程の増産成績を擧げ得なかつた十四年度に於ても増産の障害となつてゐる資材勞力の不足問題は解決されて居らず寧ろ十三年度中はストツク物資を使用して間に合はすことが出来たが十四年度は之等ストツク物資を使用し切つてゐるところから切一層資材難に陥る恐れがあるので十三年度増産以上の増産は不可能と見られてゐる

然しながら政府に於いて資材、勞力供給の圓滑を圖れば五百萬噸程度の増産は容易なるものがあるとしてゐる

舊坑中心で行く

明年度の増産方針

石炭聯合會では別項の如く二十七日の理事會に於いて十四年度全國送炭豫想數量を取纏めたが同理事會に於ては機械、資材、勞力の不足せる現在に於いて直ちに増産の可

能な舊坑の増産に資材を集中すべきか又は將來に備へ新坑集中心で行くべきかの二點に關し議論が戰はされたが結局需給の最も逼迫するのは十四年度及び十五年度であるから出来るだけ舊坑増産に資材を集中し新坑向けの資材勞力は幾分手控へにし急場は備へることに意見の一致を見られた模様である (大毎)

福岡礦山監督局長更迭

滿洲へ行く柏村氏

滿洲國産業部礦工司長榮轉に決定した福岡礦山監督局長柏村稔三氏(四〇)は監督局で左の如く語つた

昨年八月五號、吉野、池田の三代商相の秘書課長をつとめこちらに参つたため、礦山行政には全くの素人で、實際にぶつかる増産計畫も机上で考へてゐるたやうにはなかつた、容易なものでなく、特に人的資材の不足してゐる折柄増産強行には危険が伴ひ非常に困難な問題だとし、思つた、しかし兎に角増産計畫も或程度まで進み工業用水問題も解決の目鼻がついたので先づ意を安じてゐる、私は増産とともに消費部面の規正の必要を痛感しこの問題に手をつけたいと考へて

ゐた、私が今度赴任する礦工司長は滿洲國の礦業工業物產調整を擔當し、働かぬ甲斐のある仕事で重兵として國境警備に行き覺悟で大體の士氣化し決心だ、後任の中村君はよく知つてゐる、中村君は大阪監督局長の總政課長、本省の礦政課長、仙臺局長、礦山行政には生かぬ人、十一年卒の僕より二、三若い働き盛りで大に仕事されるだらう、とにかく短期日ではあつたが氣持よく働かせてもらつた福岡は實に、所が大塚公園の散歩は永久に忘れられぬ思ひ出さなう

なほ柏村氏は十三日赴任のした (福日)

滿炭今年度の 出炭は七百万噸

資金約一億八千万圓を要す

滿洲における石炭飢饉に對處するため滿洲炭礦では鋭意増産に努めてゐるが電力不足のため豫定數量を出炭することが出来なかつたが、今年度より大體豫定數量以上の出炭の見透しがついてゐる、この開發増産に要する今年度資金約一億八千万圓の調達方法としては現在の資本金八千万圓(全額拂込済)を二億圓に増資してその増資分のうち約一億一千萬圓を今年中に拂込みその他に六千万圓の社債を内地において發

行しそのうち二千萬圓は前借金の返済に充當し、その他三千萬圓は社内保留金及び興銀より借入れて所用事業資金一億八千萬圓の調達を行ふ方針で、今年度の出炭量は約七百萬噸前後なる見込みである、右増資は社債發行のため上京中の河本理事長が近日歸郷して三月末までに決定する筈であるが、今後の増産計畫遂行のために明年度更に一億圓の増産資を行ひ、資本金を三億圓にするものとみられてゐる。

鑛業權利得 臨時利得を課税

讓渡利益金五千圓以上年賦延納
今回の増税案は臨時利得税法改正法律案によつて船舶及鑛業權の讓渡利得に對し新たに臨時利得税を課税し右讓渡利得は十三年度分までに遡及されることになつてゐるが九日の衆議院増税法案委員會席上、大矢主税局長よりの説明によれば十三年一月より十月までの期間において鑛業權の讓渡利益五千圓以上のものは九十七件その讓渡利得金額六百七十八萬三千二百三十四圓であ

つてその大部分は現金買却によるものであり現物出資の形式をとりつたものは四件に過ぎない、なほ石炭藏相は同委員會の席上讓渡利得税に準じて事情により年賦延納を認むる場合もある旨答辯した(九日)

滿炭二億圓増資

本年七百五十萬噸採炭

滿洲炭礦では昭和十四年度に七百五十萬噸採炭計畫を樹て、これが所要資金として一億八千萬圓を計上したが、右資金は現資本金八千万圓(全額拂込済)を二億圓に増資し、この中、滿業より一億一千万圓の拂込を求め、残り七千万圓の中六千万圓は社債一千万圓は滿洲興銀よりの借入金によることになつた

右資金計畫のため理事長河本大作氏は過般來上京中、關係各方面と折衝の結果大體の諒解を得たので、近く歸郷増資の手續をさる筈、なほ同社では本年二億圓に増資するが、昭和十五年中には更に事業資金の必要上より三億圓に増資する模様である(日刊工業)

海運運賃の昂騰

違反者は處分

近海市場における船腹拂底により最近の海運市場は自治統制標準値を上廻る情勢にあるので逓信當局では海運自治聯盟に四日自制方の警告を發したが、その後調査によれば實に標準率を上廻ること四割に達するものもかなりあり物價政策上看過し難い事態を呈してゐるので、これ等の違反船主並にオペレーター代表に對し嚴重警告を發するに共に場合によつては斷乎たる處置に出ることとなる模様である(毎日)

石炭需給調整に

綜合配給計畫

昭和炭商工當局へ要望

大口需要の契約更改を控へて昭和石炭では本年度炭種計畫の作成に苦心してゐるが日鐵、鐵道省、發送電、東京ガス等は何づれも昨年より二、三割の増産を要求して居りこれを希望通り優先供給すればその他の炭種に混亂が惹起されるので昭和は目下懸

度決定難に陥つてゐる、これに就き昭和では商工省に綜合的配給計畫の提示を求めてゐるが、全體の炭種に二百萬噸の不足が豫想されるだけに石炭供給上の犠牲産業を出すことも避けられず、商工省の査定方針には各産業分野から注視されてゐる(九日)

日滿支石炭聯盟

各統制團體設置に賛成

商工省並に關係各官廳では日滿支石炭需給計畫確立機關として日滿支石炭聯盟を創設することに於て二十八日午後二時商工省に日滿支石炭統制團體の代表者を招致し聯盟結成に對する關係團體の意見を聴取したが民間團體としても其の必要を認めてゐることから政府の意見に賛成し商工省に於いて具體案を作成し近く聯盟結成式を舉行することになつた(日本鑛業)

鑛害賠償金倍增

石炭山鑛害最大

商工省は鑛業法中改正法律案審議の參考資料として廿五日衆議院の委員會に昭和二年

より同十二年に至る十一ヶ年間の全國鑛害賠償金額累計比較表(鑛山局調査)を提出したが右十一年間に全國鑛害賠償額は約倍加し昭和十二年には四百五十萬六千圓となりその内譯は金屬山關係七十五萬五千圓、石炭山三百七十萬二千圓、石油山一萬九千圓その他の非金屬山三萬圓で鑛害の最も烈しいのは石炭山なることを示してゐる、詳細左の如し(單位千圓、括弧内は田畑、山林面積前歩、工作物その他物件)

年度	田畑	山林	工作物	その他	合計
昭和二年	1,807	107	84	1,410	3,408
三年	1,800	352	323	2,727	4,802
四年	1,187	108	745	2,227	3,267
五年	1,187	24	1,012	2,322	3,545
六年	1,012	24	1,062	2,197	3,295
七年	1,177	1,186	2,100	2,755	5,218
八年	1,186	20	1,110	2,755	5,071
九年	1,186	1,186	1,186	2,755	6,313

十一年 (1,186) (1,186) (1,186) (2,755) 6,313
十二年 (1,186) (1,186) (1,186) (2,755) 6,313
(被書補償物件中「工作物其他」には家屋井戸、溜池、灌漑水路、道路、堤防その他の工作物、宅地その他の土地又は漁類等の被害を含む)(中外商業)

日鐵所要原料炭

本年度八百萬噸

供給契約個別的に交渉

日鐵では八幡、釜石、輪西など各製鐵所の擴張進展に伴ひ本年度における日鐵用原料炭の需要額は昨年製の七百萬噸に比し百萬噸以上を著増して八百萬噸を突破するものと豫想せられ、右需要額については昨年末物資調整局に對し申告する一方本年に至りこれが調達を計るべくききに開礦炭販賣會社の手を通じ開礦務局に對し本年度中二百四十、五十萬噸ぐらゐる炭せしむべく再三折衝を重ねた

これに對し開礦務局は二百萬噸以上

の分につき未だ確答を與へぬが何れにせよこれだけでは本年度の需要額を賄ひ得ないので例年通り昭和石炭の株主十三社に對し供給契約を締結すべくこの程各社代表者及び昭和石炭首腦部を日鐵本社に招請し善處方を要望した
しかして日鐵の昭和石炭株主社に對する供給希望額は三百万トン（昨年比し約百万トン増）であり目下日鐵では各社と個別的に供給契約を決定すべく交渉中であるが引續き互助會その他も交渉を開始する豫定である（朝日）

中興炭の積出し

月間二萬噸程度可能

十四年度中の原料炭供給は著しき困難が豫想されてゐる現状に鑑み中興炭の輸入高に就ては製鐵、ガス會社關係から多大の關心が拂はれてゐるところであるが中興炭の積出しは青島から行はれてゐる現状でかくては輸送上から多くを期待し得ないので軍當局に於ても鋭意運量積出しの爲敗殘兵掃蕩築港修理中であつたといふ、此程に至り漸

く月間二萬噸程度の積出しが可能となり今後の輸送は比較的圓滑に行はれるものとされてゐる

而して中興炭の採炭現状は三井鑛山の手により漸次増産復舊の實績が上り近く事變前の百萬噸出炭に迫るものとされ連雲港の開港で十四年度輸入豫定數量の四十萬噸に近い輸入を見るものと豫想される（毎日）

滿炭の埋藏量

想定百六十億噸

滿洲國における鑛産資源の調査は着々成果をあげてゐるが、就中石炭に關する滿炭の調査成績は顯著なるものがある、建國當時阜新等十億噸として東洋のザールと稱してゐたが最近ではその四倍四十億を想定されるに至つた、この外鶴岡、密山、札賚諾爾等も略これに匹敵する大炭田なること判明し、全滿の埋藏量は昭和七年滿鐵で發表の四十八億噸に比し滿炭系炭坑二月現在豫定埋藏量豫想百六十億噸を越え今後調査の進捗と共にますます増加の情勢にある

本會記事

本社重役理事會

三月七日午後一時より本社會議室に於て開催武内、末吉、北代、藤井、中島（代）、山本、三崎、橋上、木會、犬丸各重役西本、和才各理事特に肥前支部より井家上、兒玉理事出席武内重役議長となつて議事を進め

上京經過報告として

- 一、日本發送電株式會社並に鐵道省納炭の件
- 二、昭和十四年度石炭需給打合の件
- 三、鑛業法一部改正の件並に臨時増税に關し陳情書提出の件

等の諸項につき慎重審議したる後、協議事項に移り

- 一、肥前支部に關する件
- 二、若松合同石炭對互助會に關する件
- 三、輸移出炭決算に關する件

- 四、九軌會社電力料に關する件
- 五、生産並販賣調査の件

に關して隔意なき意見を交換協議を遂げ午後五時半閉會した。

石炭需給統制懇談會

三月二日午前十時より門司俱樂部に於て本社武内、北代、末吉、藤井、山本、西本、三崎、中島、金丸、橋上、田籠和才各重役、理事並吉原肥前支部長、麓理事は若松合同石炭會社萩本、中平、太田、松原、中島、池田各幹部と會合し石炭需給調整に對する政府の方針に對處すべき重要事項につき懇談會を開催正午解散せり。

互助會地方部會

◎田川部會

二月十三日（月）於筑鐵本社

（單位百萬噸）

- 阜新四、〇〇〇▲人道塚一九▲西安二七
- 〇▲北票三〇三▲鶴岡五、〇〇〇▲密山一、三七〇▲復州七▲札賚諾爾三、九八
- 〇▲間島四四〇▲田師付溝一六七▲舒蘭四七八▲東寧二一▲三性三三四（日本燃料）

出席者 (括弧内は炭坑名)

佐藤(新田川)中村(衛藤)吉田(岩ノ鼻)
添田(上添田)吉武(糸飛)永木(久野)
上村(新勝田)長尾(位登)太田(豊州)
森川(新平和)井上(新庄)

◎西川部會

二月十四日(火) 於折尾町喜樂

出席者

安永(西川一坑)丸井(西川二坑)松尾(別府)
木原(海老津)落合(新目尾)吉田(吉田)
友井(神田)

◎飯塚部會

二月十五日(水) 於幸袋炭礦クラブ

出席者

加茂、古川(加茂目尾)杉野(新山野)
椋本(相田)中山(幸袋)永實(大黒)
玉井(第一山野)岩山(筑前)

◎上嘉穂部會

二月十六日(木) 於上山田、大山

出席者

福田、佐々木(山田)有江(三上)

尼ヶ崎(猪ノ鼻)原田(上山)江島(日吉)

靱井(靱井)篠崎(木城)中尾(昭嘉)

◎遠賀部會

二月十七日(金) 於香月町松ノ屋

出席者

平島、松本(高谷)中津(岩崎)
光野(末吉)林、西村(新守)山内(新木屋瀬)
福田(高松)一、二坑、金子(大隈)

以上を通じ會社側より安西業務主任、野見山、熊川出席
打合事項左記の通り

一、貨車問題に關する件

二、戸畑驛炭積機使用汽船積石炭取扱手續改正案の其の

後の經過に關する件

三、門鐵運輸部、貨物課、坂本書記北支交通會社轉任の

件

四、一般炭況に關する件

五、海外向輸出炭に關する件

六、日本發送電株式會社に關する件

互助會肥前支部諸行

一、鐵鋼材統制事務打合會

二月十六日午後一時於支部會議室事務所側より安西、須藤、高橋、本部より淺川、商店側として青木洋鐵商店江藤出席
尙出席炭坑は向山外二十坑に及んだ。

一、理事會

二月二十五日午前十時於支部會議室
吉原支部長、井家上常任理事、麓、角口兩理事、安西主事出席、第四回總會開催の件につき打合を遂ぐ。

◎第四回支部總會

二月二十五日午後二時於佐世保萬松樓
吉原支部長始め井家上常任理事、角口兩理事、炭坑側より
三崎(古賀炭坑)落合(日滿鑛業)水尾(日滿鑛業)小岩(向

山炭坑)熊吉(皆瀬炭坑)篠崎(江里炭坑)井出(波黒炭坑)
大石(野中炭坑)出席

議 題

一、今後の炭況に關する件

一、本部幹部上京に關する件

一、石油消費規正用石炭配給に關する件

一、支部直屬の船會社設立の件

一、監督局諸手續講習會開催の件

一、新入會員勧誘の件

石炭鑛業權設定

自昭和十三年二月二十一日
至昭和十四年二月二十一日

福岡鑛山監督局

登録番號	鑛區所在地	面積	鑛業權者住所氏名
山口 四七〇	美彌郡於福村	五七〇〇〇	宇部市沖宇部
長崎 四二六	西波杵郡日見村地先海面並ニ海面北高來郡戸石村地先海面	六二,〇〇〇	福岡市大名町
山口 四七二	厚狹郡生田村厚狹町	五五,〇〇〇	大阪府豊能郡庄内村
同 四七三	美彌郡於福村	六〇,八二〇	萩市唐樋町
福岡 六九六	山門郡大和村	一五,五〇〇	小倉市鍛冶町
佐賀 三三八	藤津郡大浦村長崎縣北高郡小長井村並ニ海面	九七,九二二	佐賀縣小城郡北多久村
同 三三九	杵島郡福富村小城郡芦刈村並ニ海面	九七,〇〇〇	東京市麹町區丸ノ内二丁目
長崎 四二七	南高來郡南有馬町口之津町加津佐町	九五,七〇〇	東京市澁橋區西大久保三丁目
同 四二八	南高來郡南有馬町	九六,〇〇〇	同上
同 四二九	北松浦郡上志佐村關川村志佐	五七,九五〇	神戸市神戶區海岸通り
宮崎 三六八	南那珂郡福島町	九六,八〇〇	熊本市大江町
福岡 六〇〇	築上郡城井村京都郡城井村	八〇〇,〇〇〇	宇部市藤山區居能町
同 六〇一	若松市	三二,〇〇〇	東京市芝區田村町一丁目
熊本 三三〇	上益城郡七浦村	一,〇〇〇,〇〇〇	福岡市大名町
同 三三一	同上	九八,九五〇	同上

登録番號	鑛區所在地	面積	鑛業權者住所氏名
福岡 六〇四	三浦郡三叉村木賊村大川町青木村	九九,一〇〇	東京市日本橋區室町二丁目
同 六〇五	宗像郡赤間町	三三,〇〇〇	佐賀市與賀町
同 六〇六	日田郡大鶴村福岡縣朝倉郡寶珠山村	九七,五〇〇	福岡縣遠賀郡中間町
長崎 四三三	北松浦郡鹿町村並ニ海面	四九,二〇〇	東京市日本橋區江戸橋一丁目



炭界日誌

才津原生

二月十六日(木)晴

△小島燃料局長官、人造石油年産二百萬噸を目當に七ヶ年計畫樹立せりと説明。

△遠賀川微粉炭被害問題解決の曙光見ゆ。

二月十七日(金)曇後晴

△上海邦人需要炭百萬噸の供給不足を傳へられ、内地産

炭の強制割當強調さる。

二月十八日(土)晴

△相次ぐ炭坑爆発に鑑み筑豊鑛業會に於ては自主的に災害の防止に乘出し、先づ實行委員を設く。

二月十九日(日)晴

△北海道、宇部、北九州の三大炭坑地方に中小鑛山用機械メーカーと鑛山用機械需要者とによつて、鑛山機械配給統制協議會を設立すべく、商工省之が懇懇をなす。

二月二十日(月)雨後曇

△本社上京委員武内、山本、西本、木曾、北代、藤井、末吉、橋上下關發東上す

△若松港貯炭十萬噸を割らんとす。

二月二十一日(火)曇時々雨

△若松市では新税源として、年間約一千萬噸の出荷石炭に税金賦課の案を樹て、各方面の注意を惹く。

二月二十二日(水)晴

△衆議院に鑛業法中一部改正法律案上程さる。

△本社上京委員、矢野大藏參興官、商工省小金鑛山局長と

會見、増税法案につき陳情す。

二月二十三日(木)曇

△八田商相石炭國營の意なしと發表。

△高松一坑にて炭車脱線坑夫一名死亡。

二月二十四日(金)晴

△日鐵使用本年度原料炭は八百萬噸と見られ、當局交渉に着手す。

二月二十五日(土)雨後曇

△日本工業俱樂部に於て日産液体燃料會社創立總會。

社は高松炭を使用、年間二万噸生産の豫定)

△本社上京委員石渡藏相、八田商相、貴衆兩院議長に對し

正式陳情書提出す(別項參照)

二月二十六日(日)晴

△直方石炭坑爆発豫防試験所の陣容強化、更に技術員二名を増員す。

二月二十七日(月)晴

△若松水上警察署に於て沖仲仕争奪防止につき協議會開催

△帝國コークス會社 山岸慶之助氏を社長として創立

△福岡縣廳に於て亞鉛板統制打合會、赤司鐵鋼主任出席

二月二十八日(火)晴

商工省にて日滿支石炭統制團體代表者を招致聯盟結成につき協議す。

△小金鑛山局長、自然力による鑛害賠償は鑛業權者に其の責なしと斷言す。

三月一日(水)曇後雨

△早良鑛業株式會社鑛業報國會結成式、本會より赤司康務課長出席。

三月二日(木)晴

△武内專務外上京委員一行歸若、歸來談を發表す。

△午前十時より門司クラブにて若松合同石炭株式會社幹部との懇談會開催、日本發送電會社供給炭其の他の件に關し慎重意見を交換す。

三月三日(金)雨

△商工省、全國石炭仲買商の統制強化に乘出し、本日省内に全國の代表者會議を開催す。

三月四日(土)晴

△滿洲炭礦株式會社資本金八千萬圓を一躍二億圓に増資することとなる。

三月五日(日)晴後曇

△合同石炭評議員會、石炭仲買業者の合理的統制の具体案について討議す。

三月六日(火)雨

△若松市艇組合では荷主側に對し滯船料二錢、運賃適當り二錢の値上を通告、荷主側對策を講ず。

三月七日(水)曇

△午後一時本社重役理事會、上京委員の經過報告を中心に重要事項を審議す、

△福岡縣教育會館に於て福岡局石炭山技術管理者協議會を開き、災害防止資材及び従業者不足に依る出炭減少の研究を行ふ。

三月八日(木)晴

△鑛業法改正案衆議院を通過す

三月九日(土)晴

△福岡鑛山監督局長柏村稔三氏退職、後任として仙臺より中村幸八氏赴任

三月十日(日)雨

△十四年度の石炭需給は相當逼迫するものと見られ、商工省では今後増産より節約に重点を置くこととなる。
 三月十一日(月)雨
 △大阪府主催懇談會開催、石炭の全面統制に付商工省當局に陳情することとなる。
 △武内事務外上京委員一行下關發富士にて上京。
 三月十二日(火)雨後晴
 △西川炭坑にて落磐、坑夫一名死亡す。
 三月十三日(水)晴

△炭價抑制方策として問屋口錢を統一せんとする商工省案に關して合同石炭では評議員、株主懇談會を開催す。
 三月十四日(木)晴
 △若松市新稅設定委員會に於て協議の結果石炭噸當り二錢の寄附金を懇請することに一致す
 三月十五日(金)晴
 △南樺太炭の内地移入激増して昨年度百七十八万六千噸に達す

九州水力電気株式會社

編輯後記

突如として獨逸のチェッコ併合、歐洲を尻目にかけて堂々とい己が所信を斷行する獨逸、惜らしき迄も水際立つた振舞ではある我が海南島無血占據と共に、世界を啞然然然たらしめて餘りあり。
 さて炭界は新年度を目前に控へて愈々多事多端となつた。
 石炭需要増加を見越さるゝに對し、供給は之れに伴はず、飽迄増産々々の一手あるのみと叫ばれる、他方には、節約を強調すべしと言ふ論もある。
 増産には勞力及び資材の不足と言ふ難点があり、節約となれば現代日本産業發展のツルギを廻らしめる。
 この時に際し本誌に掲げた昭石澤田常務の論文一篇は蓋し當業者必讀に値するものであらう。

礦業法中改正法律案は各方面注視の中に入る二月二十三日衆議院に上程され、三月八日同院通過したが、此の間、本會理事、松尾代議士始め本縣出身代議士が聲を並べて質問陣を張つた。時を同じうして本社上京委員も亦衆議院に石渡藏相を訪ね、増稅案に關する陳情書を手交した。本号には是等の多彩なる記事が所々に見えて居る。
 本社赤司庶務課長の慰問旅行談は追々終末に近づき、今回は一行の禹城驛遺跡のクライマックスに達した。今にして思へば何でもない事であるが、當時は全く悲壯なる覺悟であつたと聞く。
 其他本社分析室係員の手になる「瓦斯分析」の話は、近時頻々たる瓦斯爆發慘事に鑑み、寔に時機に適したものと信ずる。
 吹く風も柔かく、すつかり春になつた。
 (彼岸の中、白刃生)

互助會報・第四卷・第三號

購一冊 金參拾錢 郵稅共
 半年分 金壹圓八拾錢同上
 一年分 金參圓六拾錢同上
 料金は前金の事

昭和十四年三月十七日印刷納本
 昭和十四年三月二十日發行

若松市本町二丁目

石炭鑛業互助會

發行人

編輯人 風戸道康

若松市堺町三丁目

印刷人

吉田万造

若松市堺町三丁目

印刷所

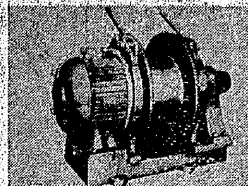
吉田印刷所

電話 六五二番

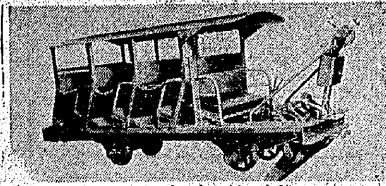
若松市本町二丁目

發行所 石炭鑛業互助會

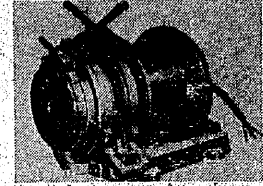
電話 三四七六番
 七〇九一八番



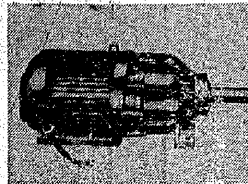
(小型萬能捲)



(人車急救車)



(九六型捲)



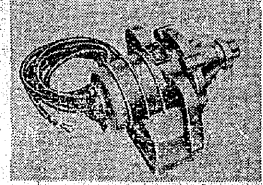
(コンペヤー電動機)
GX-N-S型



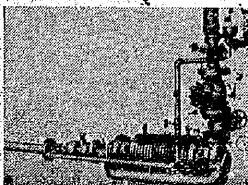
(九六型モーターブリー)



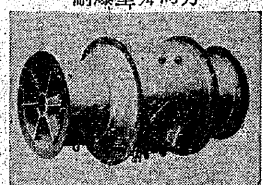
(電氣開閉器)



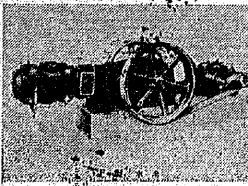
(コードドリル)
耐爆型 3/4馬力



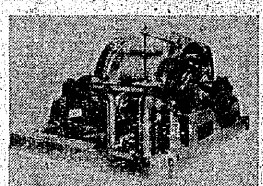
(掘進用タービンポンプ)



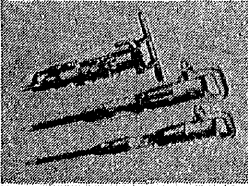
(局所扇風機)



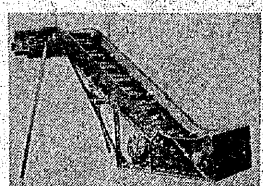
(空氣壓縮機)



(大型電氣捲)



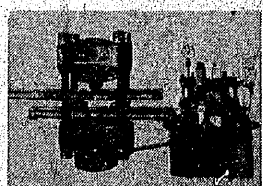
(ロツク・ドリル)
(ピツク・ハンマー)



(チェーン・ローダー)



(ベルトローダー)



(水壓式レール棒曲機)

鑛山用・工場用・諸機械・精密測定機

株式會社 谷 商店

福岡市上小山町三ノ四番地
電話 〇五七〇・一九〇六・一九七九

ベルト・コンペヤー設計製作・火工品・鑄鋼品・鑄鐵製品

代理關係

西 部 電 氣 工 業 所
獨 乙 フ ロ ッ ト マ ン 社 鑛 山 機 械 社
獨 乙 製 鋼 株 式 會 社
瓜 生 製 作 株 式 會 社
株 本 チ ェ ー ン 製 作 所
日 本 S K F 興 業 株 式 會 社
大 限 鐵 工 所 工 作 機 械 社
東 京 衡 機 製 造 株 式 會 社
菊 川 鐵 工 所 木 工 機 械 社
藤 村 機 械 製 造 株 式 會 社
草 場 計 器 製 作 所
日 本 機 械 製 鐵 株 式 會 社

福 島 鐵 造 所 ト ン 水 鎗
江 崎 鐵 工 所 プ レ ス 類
石 原 兄 弟 商 會 プ レ ス 類
日 立 製 鐵 工 所 工 作 機 械 類
山 本 商 會 工 作 機 械 類
ベ ッ カ ー 商 會 機 械 類
關 西 鑄 鐵 所
ア ル フ レ ッ ト ハ ー バ ー ト
植 田 鐵 工 所 齒 車
毛 利 製 作 所 齒 車

昭和十四年四月七日第三種郵便物認可
昭和十四年三月十七日印刷
昭和十四年三月二十日發行

石炭鑛業互助會報

發行所 若松市本町三丁目

石炭鑛業互助會